

# ●いんふおめーしょん 子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN



- ◇子どもの権利条約フォーラム 2007 in ながの  
—僕らにだって、言いたいことがある—  
松島裕子（子どもの人権連事務局長） 1
- ◇虐待から子どもを守る  
～先生は子どもの見方になってください～  
兼田智彦（日本子どもの虐待防止民間ネットワーク事務局長） 6
- ◇李 亮喜さん（国連・子どもの権利委員会委員長）特別講演  
「子どもの権利をめぐる国際動向と子どもの権利委員会」  
平野裕二（代表委員） 11
- ◇子どもと地域に寄り添う子ども支援の実践展開  
—西東京市ワイワイプラザにおける子ども活動からみえてきたこと  
長谷部真琴（こども福祉研究所） 18
- ◇第8回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業報告  
「日本語を母語としない親子のための高校進学ガイダンス」の報告  
東京都高校進学ガイダンス実行委員会  
関口耕一郎（NPO 法人多文化共生センター東京事務局長） 23
- ★ DOCUMENT（No90）子どもの人権と教育関係の報道と記録から 28
- ◇第9回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業募集要項  
子どもの人権連事務局 40

## ◆活動の基調◆

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。



## 子どもの権利条約フォーラム 2007 in ながの —僕らにだって、言いたいことがある—

松島裕子（子どもの人権連事務局長）

2007年11月17日(土)18日(日)長野県諏訪市文化センター・諏訪市公民館にて「子どもの権利条約フォーラム in ながの～僕らにだって、言いたいことがある」が開催されました。

「子どもの権利条約フォーラム」とは、「子どもの権利条約」の普及や具現化等に関心を寄せている人々が集い、意見交換したり交流したりする場で毎年11月頃、地元のNPOと協働して開催されています。

今回、地元長野県だけでなく、全国から650人にのぼる参加がありました。

17日(土)は地元のオープニング行事として「足長剛勇太鼓」やミュージカルが行われ、喜多明人さんによる「子どもの権利条約・今」の講演がありました。

その後、シンポジウム「こんなまちにすみたい」—茅野市中高生の居場所づくり「CHUKO Oらんどチノチノ」が、半田裕さん（初代運営委員長）・矢崎敏臣さん（大人サポート委員会委員長）・牛山義登さん（当時行政担当者）・内田宏明さん（社会福祉士）の4人のパネリストを迎えて開催されましたが、「進行のようすがおとな中心になっているのではないか？」という会場の高校生からの発言に、子どもの権利尊重の難しさを再確認する場面もみられました。

夜は、全国から集まった仲間たちと交流会が開催され、地元実行委員の子どもたちの進行でゲームが行われるなど親睦が深まり、楽しい交流会が開催されました。

### 茅野市 CHUKO ランドチノチノとは？

茅野市の中学生・高校生及び同年齢の若者が、自分の夢や希望を叶えることが可能な施設です。

茅野市が子育て・子育てを応援・支援していくための「どんぐりプラン（茅野市子ども・家庭応援計画）」の一環として計画・推進されたものです。

茅野市の中学生、高校生世代の居場所として中学生、高校生たちと若者を応援する市民が話し合いながら建設された施設です。

子ども建設委員を募集し、中学生18人、高校生9人、計27人で会議を重ね機能や配置について意見交換を行いました。その後、利用上の規則や運営について話し合い、2002年4月にオープンしました。

現在も、運営主体は子ども運営委員会が行い、規則の見直しや大きなイベントを計画した場合には、考え方や内容を市民のサポート委員会との合同会議により意見交換を行いながら実施しています。

18日(日)午前中に開催された分科会の内容は下記のとおりです。

|   | タイトル                                          | 内容                                                                                                                                                   |
|---|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 掲示板キター（・v・）―!!<br>言えないことも言っちゃえる<br>……いじめって？   | 「いじめ」って聞いてあなたは何を考える？<br>身近にある「いじめ」について、あなたの思いをぶつけてみよう。子ども同士だから、言えないことも言っちゃえる。                                                                        |
| 2 | こんな気持ち知ってる？<br>―子どもと大人の本音―                    | 親と子ども、先生と生徒。お互いたくさん伝えたいことがあるはず。まずは、ワークショップで大人は子ども、子どもは大人の立場で話してみよう。そして、お互いの本音をぶつけてみましょう。                                                             |
| 3 | 「子どもの権利条約」<br>―入門ワークショップ―                     | 「子どもの権利ってなに？条約は？」ゲームなどをしながら楽しく学びます。                                                                                                                  |
| 4 | こんなまちに住みたい                                    | ・あなたの町では子どもの声が“まちづくり”に生かされていますか？<br>・どうやって子どもの参加を支えていくのか、事例を見ながら考えましょう。<br>「子どもの権利条約」ってなに？必要なの？                                                      |
| 5 | みんなちがうだね<br>―しょうがいのある子どもと<br>地域でくらす―          | ・しょうがいのある子どもたちはどこでくらしているの。どんな事を望んでいるのか。困っていることは何だろう。どんな関わりや支えができるのかな。<br>・地域の学校、養護学校での生活のレポートから。<br>・街の中での居場所づくりを目指して「ぼっけのおうち」からのレポート。               |
| 6 | 耳を傾けることから<br>はじめよう<br>―子どもの頃の<br>ワクワクを忘れないぞ！― | 大人のあなた自身が、充実した人生を送っていれば、子どもにだって大きな気持で関われるはず。子どもの可能性を、大人の勝手な判断で摘み取るのではなく、子どものわくわくする、大好きなことをたくさん認めてあげましょう。そしてあなた自身のワクワクすることを思い出し、人生にとりいれる、そんなワークを行います。 |
| 7 | 子どもの人権<br>―今、学校・家庭・地域で―                       | いじめ、不登校の原因を他に求めるのではなく、学校・家庭・地域で、子どもと関わる大人が自ら子どもに対する見方、対処を謙虚な姿勢で見直す必要があるのではないのでしょうか。その手がかりとして、守られるべき「子どもの人権」とは何か一緒に考えてみませんか。<br>(ワークショップ形式)           |

|    |                                         |                                                                                                                                                                                                                                |
|----|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8  | インターネットと携帯電話と子どもたち<br>―ネットの闇から子どもを守りたい― | 私達の生活に突然入り込んできたインターネットや携帯電話。「ネットって子どもにとってどうなの?」と思っておられる方も多いでしょう。<br>まずはひかりの部分だけでなく、子どもたちを取り巻く闇の現実を分かりやすく解説します。その上で、これからどうしたらいいのかを一緒に考えていきましょう。これは緊急課題です。                                                                       |
| 9  | 子ども達の身近で自由に遊べる場をつくろう<br>―公園とプレイパーク―     | 子ども達には、自由にのびのび遊ばせたい、誰もがそう願うと思いますが、現実には身近で自由に遊べる場所は少なくなっています。<br>子どもたちにとってあそびとは? どんな遊び場? 子どもたちの声も聴きながら、夢の公園(プレイパーク)をみんなで描いてみませんか。                                                                                               |
| 10 | アフリカの小さな国<br>―マラウイの村の子どもたち―             | アフリカの南部にある小さな国マラウイ。電気も水道もない小さな村に私が8ヶ月間暮らし、そこで実際に見たマラウイの子どもたちの生活、遊び、学校の様子を通して、アフリカの子どもたちがもつ人権について考えます。                                                                                                                          |
| 11 | CAPおとなワークショップ<br>CAP子どもワークショップ          | CAPワークショップ<br>「子どもが暴力から自分を守るための教育プログラム」<br>CAPとはChild Assault Prevention(子どもへの暴力防止)の略<br>子どもも大人も自分と他人の人権の大切さを学び、子どもの自信と勇気を引き出すために学び合います。                                                                                       |
| 12 | 子どもに優しい環境づくり                            | 子どもにとって大切な環境とは何かを一緒に考えあいます。<br>・子どもに伝えたい、すわの里山、霧ヶ峰の自然についての話<br>・循環型社会の大切さ! 「ペットボトル物語」人形劇上演<br>・シンポジウム形式                                                                                                                        |
| 13 | 子ども支援力をUPする<br>―受けそこねた大人のための性の学習講座―     | 思春期のリスクに向けた広い意味での性を学習し、自尊感情を引き出す性のしつけについて体験を共有します。                                                                                                                                                                             |
| 14 | 親支援プログラム<br>―いきいき子育て親の背中―               | 自信をもって子育てしていく世の中になっています。しかし、子どもはいつの時代でも親の背中をみて育っていきます。子育てに完全な親はいませんが親自身が自らを育てながら生き生きと子育てに関われば、きっと子どもにその姿が伝わり、楽しい育児ができるものと確信しています。親同士が互いにサポートしあえる関係作りを考えたいと思います。NPプログラム(カナダ生まれの親支援プログラム=完璧な親はいません。)を体験しながら、親の背中について一緒に考えてみませんか。 |

18日15:00からは子ども実行委員会による『僕らにだって言いたいことがある』が開催されました。

子どもからおとなへ「こんな大人が好き」「こんなことはイヤ!」「いろいろなことをやってみたい」「子どもの意見をもっときいてほしい」といったメッセージを発信しました。

おとなはこういった子どもたち一人ひとりの声を大切に、活かしてきれていなかったということを真摯に受けとめ、子どもたちが「自分も意見を言ってもいいんだ!」と思えるような、また、子どもたち自らが参画したくなるようなあらゆる場面を子どもたちとともに創っていくことの必要性を強く感じました。

すべての子どもたちが安心して自分らしく生きることのできるまちづくりを、子どもたちの参画のうえでめざしていくことが、今、必要なのでしょう…。

### 子どもの権利条約フォーラム 2008in みえ

1993年から全国各地で毎年行っている子どもの権利条約フォーラム。

2008年は11月23日(日・祝)・24日(月・振替休日)に三重県津市で予定しています。



## 長野の子どもの思いと“試験の壁”

喜多 明人

### フォーラム1日目

#### 長野の子どもたちはどこに？

“みんなでシンポジウム「こんなまちに住みたい」”が開催された。茅野市に中高生の居場所として設置された「CHUKOらんどチノチノ」の設立のプロセスが紹介されていた。そのなかで、当時高校生として建設から携わり、初代運営委員長をつとめた若者がこう発言した。「これまで茅野市に住んでいるという実感はなかったが、チノチノの運営に参加したことで“自分たちのまち”という気持ちがうまれ、いつかは戻って来たいまちと思えるようになった」と。

ただ、残念なことに、フォーラム実行委員の子どもを除くと現役の子どもたちの参加がなかったことは残念であった。長野の子どもと交流を楽しみにしていた川西や川崎の子どもや若者から、子どもの参加がないことについて批判が相次いだ。が、地元の事情としては、運悪く二日後に県立高校の一斉の試験があり、試験優先で参加できなかったようだ。実行委員会の子どもも、一日目の夜に、参加した学生が“にわか家庭教師”になり、試験勉強。さすが「教育県ながの」を垣間見た思いであった。

今回は、他地域の子どもとの交流がほとんどできなかったことはとても残念ではあるが、二日目の午後に、子ども実行委員企画で「僕たちにもいいことがある」の中で、いじめを受けた子どもから苦しい胸のうちは打ち明けられた。

### フォーラム2日目

#### いじめをおとなだけで議論しないで！

「わたしがいじめられていることについて相談すると、おとなはすぐ解決しようと動こうと

する。それはありがたいけれどやめてほしい。わたしはそんなことを望んでいない。話すことで気持ちを楽にしたいだけです。先生がいじめた子を指導したり、話し合いをもったりするけれど、かえっていじめがひどくなるだけ。」

「いじめを受けて不登校をしたときに、まわりのおとなが理解してくれなくてつらかった。おとうさん、おかあさんも理解してくれなくて苦しかった。最近おかあさんが理解してくれるようになり、わたしにも笑いがもどった。」

「分科会でいじめについて話し合ったが、子どもたちがいるのに、子どもはそっちのけでおとなだけで議論していた。いじめは子どもの問題なのだから子どもの意見も聞いてほしい。」

これらの発言を受けて、会場からは、「きょうは、皆さんの気持ちを聞くことが出来て、ほんとうに来てよかったと思います」と涙ぐむお母さんの発言も。ただし、当の子どもたちから「学校でこのフォーラムのチラシを配布することを断られた」と不満も出た。この子どもたちの思いを学校の先生が聞いてくれなかったことはとても残念。

## 虐待から子どもを守る ～先生は子どもの見方になってください～

---

兼田智彦（日本子どもの虐待防止民間ネットワーク事務局長）

---

### ○子どもの人権と虐待

日本で子どもの虐待が社会問題として取り上げられるようになったのは、1990年代になってからのことでした。もちろん、子どもの虐待は昔からあったことです。

長い間先生をやっていたら、今で言う「子ども虐待」の子どもたちの一人や二人は担任したことがあるはずです。でも、きっとその時は「子ども虐待」に気づかなかったのではないのでしょうか。

1990年代以前の日本では「子ども虐待」問題について、ごく少数の人たちがかわかって来ました。そういった状態が長く続き、子どもたちの人権は尊重されてきませんでした。

1989年国連で子どもの権利条約が採択され、日本では1994年に発効しました。その19条に「親による虐待・放任・搾取からの保護」が規定されています。

### ○岸和田事件と学校

岸和田事件とは、2003年ごろ大阪府岸和田市で当時中学3年生の長男を餓死寸前にまで虐待した事件です。保護された時の長男は身長155cm、体重24kgで餓死寸前になっていました。両親は逮捕され殺人未遂罪に問われ、懲役14年の実刑判決が言い渡されました。

保護された長男は一時意識不明の状態となりましたが、治療の結果簡単な会話ができるまでには回復しましたが、知的・身体障害が残って

しまいました。

岸和田で起きた不幸な事件は、学校における虐待の発見と対応について多くの課題を提起しました。これまで、我が国の学校はさまざまな問題を抱え込み、なんとか処理してきました。敗戦直後からの非行問題にはじまり、すでに30年以上前から「登校拒否」「校内暴力」「いじめ」などに取り組んできたのです。しかし、問題は一時的に減少する事はあっても、また別の問題として現れることを繰り返しています。こういった現実の中で、学校にはなかなか新たな人材が現れませんでした。

ここ数年スクールカウンセラーが導入されましたが、パート職にとどまっています。その中で、日本の教職員達は、「警察官」「カウンセラー」「ケースワーカー」などの代役をかなりうまくこなしていると言わなければならないのです。それほど優秀な教職員達だと言えます。

ここへ来て、「子どもの虐待」が注目されるようになり、学校での対応が求められるようになってきました。しかし、これまで学校は虐待の切り口で子どもの問題行動に取り組んだ経験がなく、実際には十分な取り組みが行われていない現状があります。

### ○虐待事例での学校教職員の力量

これまで我が国の学校には、虐待を受けている子ども達がいなかったことになっています。そんなことはあり得ないのですが、多くの教職

員達は虐待に気付くことは少なかったようです。運良く気付いても、どのように対処してよいかわからず、一人で抱え込んで悩んでいた教員もいたはずです。

なぜ、虐待に気付かなかったのかと言えば、教職員のほとんどは虐待を見つけ出すための基礎的な知識を知らず、ましてや対応についてもノウハウを持ち合わせていなかったのです。

岸和田事件でも言われたように、学校の教職員達の多くは学校に登校できない子どもについては「不登校」として対応しています。その対応のマニュアルによれば、不登校の子どもの心を開くには、嫌がることはなるべく避けて、じっくりと付き合う必要性が説かれています。それゆえ、教職員達の多くはこの対応で問題を感じなかったに違いありません。幸い、岸和田事件では学校は虐待の疑いで児童相談所に通告しています。しかし、子どもを救うことはできませんでした。

### ○子どもの安否確認が第一

問題点は多く指摘されていますが、学校の視点から考えると、第一の問題点は子どもの安否を学校の教職員もきちんと確認すべきだったということです。

1996年、名古屋市内で6年生の女子が半ばゴミの中に埋もれた劣悪な環境の中で医療を受けられず寝たきりで死亡すると言う事件がありました。

女子が小学校に登校しなくなったのは死亡する4カ月前でした。この間、担任教員は何度も自宅を訪問していましたが、母親に面会を拒否され女子に会うことはできませんでした。また、児童福祉センター（児童相談所）の職員も何度も自宅を訪問しましたが、女子の安否を確認することはできませんでした。唯一家庭訪問した

警察官だけが自宅内に立ち入り、女子のようすを見ることができたのです。しかし、この警察官は母親に「病院に連れて行ったほうがいい」と言い残して立ち去っていたのです。

この事件では、母親の責任能力が問われたのですが、判決では「心神耗弱の状態にあった」と認定されています。この事件を学校の視点から考えると、教員は何度も家庭訪問しています。これは不登校にしても虐待事例にしてもきわめて必要なことです。しかし、不登校や虐待の事例では保護者が家庭訪問を拒否することがしばしばあることも認識する必要があり、拒否された場合の対策についても考えておく必要があるのではないのでしょうか。

学校として、子どもの安否が確認できなかった場合どのような対策が考えられるのでしょうか。この場合学校が強制的に子どもの安否を確認することはできないので、児童相談所と連携する必要があります。そして、学校はあくまでも子どもの味方として、子どもの安否を確認したいとの強い希望を児童相談所へ伝えることが大切ではないのでしょうか。

そのような事態になれば、当然、関係者を集めてネットワーク会議（ケース検討会）を開き、それぞれの役割分担をして事例にあたる必要があります。しかし、名古屋で起きた小学校6年生の女子ネグレクト事件ではこのネットワークが機能していなかったのです。警察官が女子に面会し、ゴミの中に埋もれた劣悪な環境の中で医療を受けられず寝たきりの女子を発見している。このとき、学校の教職員が同行していたら、子どもをそのまま放置したでしょうか。学校の教職員は日頃から保護者と接しており、子どもの家庭環境や保護者の能力などもある程度把握しているのです。そこで、保護者にいくら「病院に連れて行ったほうがよい」と言っても、保

護者ができそうにないことはわかるはずであり、女子の命は救えた可能性が高いと思われるのです。

### ○虐待事例にかかわる学校関係者の役割

子どもの虐待防止ネットワーク・あいち（通称：CAPNA）では啓発活動の一つとして、2000年より学校関係者虐待防止講座を開催し、小・中・高校の教職員やスクールカウンセラー・学童保育関係者・PTA関係者などに対して、学校での虐待対応の実際について啓発しています。

子どもの虐待に関わる学校関係者の役割として挙げられるのは、次の事項です。

#### ① 子どもの味方としての役割

学校は学齢期の子どもたちと大人の教職員集団、その他の事務職員などから成り立っています。その中で、基本的な立場として大人たちは子どもの味方としての役割を持っています。もし、子どもの敵になってしまうと、すべての教育活動はスムーズに行えず、対立が教育効果を無くしてしまうことでしょう。実際には、大学紛争や校内暴力などの時期には学生と教員が対立し、教育の現場が機能なくなる現実がありました。

#### ② 親以外の信頼できる大人としての役割

学校の教員をはじめとして子どもたちにかかわる学校関係者は、親から虐待されている子どもたちにとって、親以外の最も信頼できる大人として認識される人物でなければならないはずです。

学校関係者はこれらの役割を十分果たしているかと言うと、現実はかなりほど遠いと言わなければなりません。各教育委員会が作成した「子どもの虐待防止マニュアル」はほとんど読まれていないようです。家庭の問題には深入りを避

け、虐待事件の報道に対しては、自分たちの問題としてとらえず、ワイドショー的な関心を示す教職員たちも少なからずいるのではないのでしょうか。

#### ③ 学校関係者としての仕事の一部を遂行する役割

子どもを虐待から救い出すことは、学校関係者にとっては業務の一部であるという認識を持つべきです。我が国の学校には、教職員以外の職種はほとんどなく、学校教育の全てを教職員の力に頼ってきています。その現状を考えると、学校で子どもの虐待を発見した場合には、教職員がかかわらざるをえないのです。しかし、最近では家庭とのトラブルを敬遠する場合もたびたび見受けられ、結果的に子どもの虐待を放置することになった事例も少なくありません。

#### ④ 子どもを守るため、学校がネットワークの要となること

虐待事例にかかわるとき関係機関を集めてネットワーク会議を開くことは、子どもを守る上で重要なステップです。教職員の多くはこの要は児童相談所であり、児童相談所へ連絡すれば、その後は児童相談所がすべてを取り仕切ってくれるのではないかという、甘い期待があるのです。しかし、現実には児童相談所はオーバーワーク状態であり、すべてのネットワーク会議をていねいに取り仕切ることは不可能に近いというのが現実です。

学校は子どもの最も身近な機関であり、教職員は子どもが信頼できる親以外の身近な大人として、ネットワークの要となる必要があります。つまり、ネットワーク会議は子どもの身近な学校での開催が地域との連携もしやすく効果的だと考えられます。

学校がネットワークの要となることによって、学校自身が地域の社会資源である、民生委

員・主任児童委員、警察、行政、保育関係者、NPO関係者などと結びつくことができます。これらの結びつきは、虐待事例だけでなくその他非行問題などの教育問題でも地域の教育力として力を発揮することができるはずです。

## ○虐待防止市民団体と学校関係者の連携のありかた

虐待問題に関して学校関係者の関心はまだ十分とは言えません。

このような現実のなかで、日本子どもの虐待防止民間ネットワークの主導的役割を担っている、子どもの虐待防止ネットワーク・あいち（通称：CAPNA）が学校関係者に向けて啓発活動を行い、その一つとして学校関係者虐待防止講座を通じて学校関係者と連携を深めています。

## ○CAPNA 学校関係者虐待防止講座の実践

### ・学校関係者虐待防止講座「基礎コース」

基礎コースでは約3時間程度の時間を使って、虐待の早期発見方法、虐待をしている親への対応、虐待を受けている子どもへの接し方、関係者を集めて行う「ネットワーク会議」の開催方法などの具体的な内容を学びます。

基礎コースのポイントは、虐待のメカニズムとそれに対するノウハウの基礎知識を学ぶことです。学校の教職員がケースワーカーになる必要はないのですが、そういった人材がいなければ、誰かが代役をする必要があると言わなければなりません。

この基礎コースの受講者の感想をみると、参加した多くの教職員が「これまで虐待についての基本的知識を持たなかった」と述べています。また、「いま思えば虐待を受けている子どもだったが、その当時はそのような認識が乏しく、そ

のままの状態にしていたことが悔やまれる」と言う感想も多くあります。

### ・学校関係者虐待防止講座「実践コース」

実践コースは虐待事例について15名程度のグループで事例検討をするコースです。このコースの参加者のほとんどは虐待事例にかかわった経験を持ち、現在虐待を受けている子どもにかかわっている参加者も多いようです。

このコースの事例検討では参加者からの事例提供を受けて、参加者全員でその対応を考えています。その際、基礎コースで学んだネットワーク会議の手法を使って、さまざまな地域の社会資源を集めて虐待の事例に対応するように勧めています。

このコースを始めた当時には、虐待を受けている子どもから告白を受け、一人で抱え込んで悩んでいた養護教諭が泣きながら実態を訴えるということがしばしばありました。この場合最も問題だったのは、学校の校長が虐待されている子どもの訴えを取り上げず、学校として児童相談所に通告することを許さないということでした。

さすがに、最近では、そのようなケースは減少しましたが、子どもの身近にいて最も危機感を持っている担任や養護教諭の認識と、子どもから離れている校長や児童相談所の福祉士の認識はかけ離れていることもしばしば訴えられるのです。この現状を改善するためには、子ども達の最善の利益を前提に、現場の教職員と校長などの管理職、児童相談所の福祉士などがネットワーク会議で真摯に話し合い、お互いに十分な理解をする必要があります。

## ○学校での虐待対応の提案

岸和田事件を契機にして、学校での虐待の発見と対応についての認識はかなり高まってきて

います。しかし、全国の教職員に「学校での虐待の発見と対応」についての研修を受けさせる事業は並大抵のことではありません。

それ以前に、最も簡単なこととして以下の調査を提案します。

文部科学省は毎年5月1日現在で学校基本調査を行っています。この調査の中には、「学校嫌い」として不登校の実態調査も含まれています。この調査の中に、「虐待の認知件数」「虐待の種類」「措置の状況」などについての調査項目を入れることを提案します。このような実態調査が全国的に行われれば、学校における虐待の実態が把握でき、予算措置もとることができるのではないのでしょうか。また、このことは、児童虐待防止法の第4条第5項の措置にあたると考えられます。

学際的な研究と実践を目指しています。

## ○虐待研究の今（日本子ども虐待防止学会みえ大会）

子どもの虐待についての研究と対策はこの15年で格段に進みました。昨年12月、日本子ども虐待防止学会みえ大会では「みんなナイス！～聴こう 親のものがたり子どもの気持ち～」をテーマとして行われました。

重点テーマは、「子育て文化の創造」「家族へのとぎれない支援」「回復につながる司法との連携」でした。

10年前は虐待を発見し、危機介入して子どもを救うことが中心でしたが、現在では、子どもの虐待の予防から始まり、早期発見と危機介入、子どもと家族へのケア、家族の再統合へととぎれない支援を目指しています。具体的な話題として、愛着障害とそのケア・発達障害と虐待などがありました。

この、日本子ども虐待防止学会は研究者だけではなく、広く市民活動を行う人たちも参加し、

## 李 亮喜さん（国連・子どもの権利委員会委員長）特別講演 「子どもの権利をめぐる国際動向と子どもの権利委員会」

---

平野裕二（代表委員）

---

2008年2月23～24日、東洋大学（東京・文京区）で「フォーラム子どもの権利研究2008」が開催された。

同フォーラムは、子どもの権利条約総合研究所、「子どもの人権」研究会、児童福祉法研究会が共催したもの。初日は、子どもの権利条約総合研究所と韓国子どもの権利学会が中心となって進めている日韓共同研究の一環として、「子ども相談の現状と課題——子どもの安心を支える条件の解明」というテーマで両国の研究者からの報告と討議が行なわれた。また、2日目のシンポジウム「子ども関係法の『改正』と子どもの現場——岐路に立つ子ども政策」では、児童虐待防止法を中心とする児童福祉関係法、少年法、教育関係法のそれぞれの改正が子どもたちの現場にどのような影響を及ぼしているかについて話し合われた。

同フォーラムには国連・子どもの権利委員会の委員長を務める李 亮喜さん（成均館大学教授）も参加し、23日夕刻に特別講演「子どもの権利をめぐる国際動向と子どもの権利委員会」を行なっている。講演では、子どもの権利条約の概要と特徴、委員会の活動状況、国連で進められている条約機関改革等の動向、障害児・者をめぐる国際的進展など、多岐に渡るテーマが取り上げられた。ここでは講演の要旨を紹介する。

### 子どもの権利条約の概要と特徴

よく知られているように、子どもの権利条約はほぼすべての国によって批准されている唯一の国際人権条約である。未批准の国はソマリアとアメリカのみであり、現在193か国が締約国となっている。コソボの独立が国際的に承認されれば、近い将来、この数が194か国となる可能性もある。

一方、「武力紛争への子どもの関与」と「子どもの売買、子ども買春および子どもポルノグラフィ」に関する子どもの権利条約の2つの選択議定書については、これまでにそれぞれ約120か国が締約国となった。条約そのものを批准していないアメリカもこの2つの選択議定書は批准しており、2008年5月には委員会による報告書審査が行なわれる予定である。

条約は2007年11月20日に満18歳の誕生日を迎えた。この間の最大の成果は、子どもたちの姿がいつそう「目に見える」(visible)ものになったことである。各国が条約実施のために国内法改正や行政措置を進めてきたことに、そのことがうかがえる。ほとんどの国は、政府の各部門が子どもの問題に効果的に対応できるようにするために何らかの調整機構を設けた。独立のまたは国内人権機関の一員としての子どもコミッショナー、「子どもオンブズパーソン」など形態はさまざまだが、監視機関を設置した国も多い。日本ではまだ国内人権機関そのものは設けられていないが、川崎市や川西市などで

は市の条例を通じて子どもオンブズパーソンが設置されている。

条約の特徴は次のように整理できる。

- 子どもの定義（18歳未満のすべての者。ただし、たとえば16～17歳から成年扱いすることも条約では認められている。子どもが保護されなくなるため、この点は委員会が懸念するところである。このような国に対しては成人年齢の引上げを勧告するか、18歳まで法的保護を提供するよう、委員会として求めている）
- 差別の禁止
- 子どもの最善の利益
- 生命に対する権利（適切な保健ケアへのアクセス、個人衛生、栄養、環境衛生、事故の防止など）
- 発達に対する権利（適切な保育、教育、遊び、文化的活動など）
- 保護に対する権利（経済的・性的搾取や拷問等からの保護）
- 参加に対する権利（表現の自由、情報へのアクセス、平和的な集会の自由など）
- 子どもの権利条約に関する研修・普及

おそらく、子どもの権利条約の原則のなかでももっとも理解されておらず、無視さえされている原則は次の3つではないだろうか。これらの原則は単なるレトリックとして扱われることが多い。

- 子どもの最善の利益の原則（3条）
- 子どもの発達しつつある能力の原則（5条）
- 子どもの意見の尊重の原則（12条）

条約3条は、「子どもにかかわるすべての活

動において、その活動が公的もしくは私的な社会福祉機関、裁判所、行政機関または立法機関によってなされたかどうかにかかわらず、子どもの最善の利益が第一次的に考慮される」と定めている（1項）。続けて、子どもに法的責任を負うすべての者の権利および義務を考慮しつつ、子どもに対して保護およびケアを確保し、そのために「あらゆる適当な立法上および行政上の措置をとる」ことが国の責任であると述べている（2項）。

このように、3条ではあらゆる関係者の義務が強調されているのである。ここでは子どもが、保護・尊重されなければならない権利を有する主体として、もっとも前面に置かれている。

さらに5条は、「親、または適当な場合には、地方的慣習で定められている拡大家族もしくは共同体の構成員、法定保護者もしくは子どもに法的な責任を負う他の者が、この条約において認められる権利を子どもが行使するにあたって、子どもの能力の発達と一致する方法で適当な指示および指導を行う責任、権利および義務」を国が尊重しなければならないと定めている。

ここでも、子どもの権利の全面的実現を確保するうえで国が果たすべき役割が強調されている。また、親および子どもに責任を負うすべての者の義務と責任も強調されている。

なお、ここではこれらの人々の「権利」について言及されている。だからといって、親その他の者の権利が子どもの権利に優先するというわけではない。条約はこれよりも前の条で、子どもの最善の利益が最大の関心事とされなければならないと定めている。条約は、親または子どもに責任を負う者の権利を放棄するものとして理解されることが多いが、これは誤解である。まったく逆に、条約は、国には子どもの権利行使を家族等が援助できるようにするための手段

を提供する責任があるというふうに理解することが求められる。

子ども時代は絶え間ない変化の時期である。つまり、子どもは変化すなわち発達のただなかにあり、発達段階に応じた能力を有している。人生の各段階で子どもが有している能力を認識することは、子どものために行なわれる意思決定において欠かすことができない。

最後に、12条は、「締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正当に重視される」と定めている。

この規定は前述した2つの条項とあわせて理解しなければならない。すなわち、子どもの最善の利益が何よりも優先されなければならないと同時に、子どもは、その発達しつつある能力の性質を踏まえ、自己に関わるあらゆる事柄に参加する権利を認められなければならないということである。このことは、ちょっとした問題か重大な問題か、家庭、学校、地域社会、国レベルのどこで生じた問題か、また個人的な問題か法的な問題かに関わらず、当てはまる。

## 子ども参加

子ども参加は、おそらくもっとも誤解されている概念のひとつであり、またもっとも確保しにくい権利のひとつだろう。

ロジャー・ハートの定義によれば、「参加とは、ある者の生活およびある者が暮らすコミュニティの生活に影響を及ぼす決定を共有するプロセスである。それは民主主義を築いていく手段であり、また民主主義を評価するさいの基準である」。

この定義からも明らかなように、重要なのは、

名ばかりの、お飾りの参加を何回もやるのではなく、明確な目的と成果をともなった参加である。参加の目的は、自分たちに影響を及ぼす事柄について子どもたちが意見を表明できるようにするとともに、子どもに影響を及ぼす計画や政策に子どもたちの意見を反映させることによって子どもたちの意見が真剣に考慮されるようにするところに置かれなければならない。

条約には、参加の法的基準・指針となる多くの規定が置かれている。「参加する権利」を明示的に定めた条文はないものの、「参加権条項」ととらえられる一連の条項が存在する。

- 5条（子どもの発達しつつある能力）
- 9条2項（親からの分離に関わる手続への参加）
- 12条1項（意見を聴かれる権利）
- 13条1項（表現の自由等）
- 14条1項（思想・良心・宗教の自由）／2項（この権利の行使にあたって子どもの発達しつつある能力にしたがって指示等を与える親その他の者の権利および義務）
- 15条1項（結社・集会の自由）
- 16条1項（プライバシーに対する権利、名誉を不法に攻撃されない権利）／2項（プライバシーへの干渉等から法律によって保護される権利）
- 17条（メディアの役割、情報へのアクセス）
- 21条（養子縁組）
- 22条1項（難民としての保護を求める子どもの権利）
- 23条1項（障害のある子どもと、積極的参加に対する障害児の権利）
- 29条1項(a)～(e)（子どもが自由な社会で責任ある生活を送れるようにするための準備等）

このほか、差別の禁止を定めた2条も「参加権条項」に含めるべきだろう。すべての子どもが参加できなければならないし、プロセス全体にアクセスできなければならないのである。障害者運動のなかでは「私たち抜きで私たちのことを語るな」(Do Not Speak About Us Without Us)というスローガンが掲げられてきたが、これは子どもについても当てはまる。

なお、条約は子どもたちに参加するよう圧力をかけることを奨励しているわけではない。子どもの意見表明を奨励し、それを可能にするためのあらゆる必要な手段を提供するよう求めているのである。

子ども参加を成功させるための鍵としては、次の5つを挙げることができるだろう。

- 子どもたちは、その発達しつつある能力にしたがって協議の対象とされ、また情報を提供されるべきである。
- (子ども参加の)出発点は、その子どもの発達しつつある能力に応じて異なってくる場合もある。
- 参加する子どもの選抜は、できるかぎり民主的に、かつさまざまな子どもが代表されるような形で行なわれるべきである。
- 参加の最終目標は、おとなとのパートナーシップにもとづきながらも、子どもたちがイニシアチブをとり、方向性を決められるようにするところに置かれるべきである。
- 子どもは自分の言語で意見を表明できるようにされるべきである。

### 委員会の一般的討議と一般的意見

次に、委員会の活動のうち「一般的討議」の開催と「一般的意見」の採択について簡単に触れておきたい。

一般的討議の目的は、特定の条文または主題との関連で条約の内容や趣旨に関するより深い理解を促進することである。討議後、委員会は提起された論点を考慮に入れながら勧告を採択する。

第1回目の討議では「武力紛争における子ども」について取り上げたが、委員会の勧告を受けて「武力紛争と子ども」に関するグラサ・マシエル研究が行なわれ、国連安全保障理事会もこの問題について取り上げるようになるなど、大きな成果を生んだ。2007年2月に採択された「軍隊または武装集団による不法な徴用または使用から子どもを保護するためのパリ・コミットメント」も、一連の成果のひとつである。

委員会はこれまでに次のようなテーマで一般的討議を開催してきた。

- 1992年 武力紛争における子ども
- 1993年 子どもの経済的搾取
- 1994年 子どもの権利の促進における家族の役割
- 1995年 女子
- 1995年 少年司法の運営
- 1996年 子どもとメディア
- 1997年 障害のある子ども
- 1998年 HIV／エイズが存在する世界で暮らす子ども
- 1999年 子どもの権利条約10周年：実施に関する一般的措置
- 2000年 子どもに対する国家の暴力
- 2001年 家庭および学校における子どもへの暴力
- 2002年 サービス提供者としての民間セクターおよび子どもの権利の実施におけるその役割
- 2003年 先住民族の子ども

- 2004 年 乳幼児期における子どもの権利の実施
- 2005 年 親のケアを受けていない子ども
- 2006 年 意見を聴かれる子どもの権利 (12 条)
- 2007 年 子どもの権利のための資源——国の責任：経済的・社会的・文化的権利の実施への投資 (4 条)

後述するように、委員会は一般的討議を開催した後、そのフォローアップとして一般的意見を採択することを慣例とするようになりつつある。しかし「親のケアを受けていない子ども」に関する 2005 年の一般的討議の場合、より拘束力の大きい文書を採択する必要があると委員会は判断した。そこで委員会は、一般的意見を採択するのではなく、討議の成果を国連の指針としてまとめられないかと考えた。幸い、条約の締約国であるブラジルが音頭をとり、この取り組みを前進させてくれた。親のケアを受けていない子どもに関する指針案は今年の国連総会第 63 会期に提出される予定である。

今年 (2008 年) 9 月の一般的討議では「緊急事態下における緊急措置としての教育」を取り上げる。武力紛争や自然災害における、または国内・国外避難民のための人道援助・救援活動において子どもたちの教育をどのように保障していくかがテーマである。

他方、締約国が条約について明確に理解し、実施の指針を得られるよう、委員会は「一般的意見」を明らかにしている。これは子どもの権利条約の条項に関する委員会の解釈をまとめたものである。特定のテーマを取り上げることもあれば、条約の特定の条項に掲げられた特定の権利を取り上げる場合もある。委員会がこれまでに採択した一般的意見は次のとおりである。

- 1 号 (2001 年) 第 29 条 1 項：教育の目的
- 2 号 (2002 年) 子どもの権利の保護および促進における独立した国内人権機関の役割
- 3 号 (2003 年) HIV/AIDS と子どもの権利
- 4 号 (2003 年) 子どもの権利条約の文脈における思春期の健康と発達
- 5 号 (2003 年) 子どもの権利条約の実施に関する一般的措置
- 6 号 (2005 年) 出身国外にあって保護者のいない子どもおよび養育者から分離された子どもの取扱い
- 7 号 (2005 年) 乳幼児期における子どもの権利の実施
- 8 号 (2006 年) 体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰から保護される子どもの権利
- 9 号 (2006 年) 障害のある子どもの権利
- 10 号 (2007 年) 少年司法における子どもの権利

委員会は現在、12 条に関する一般的意見 11 号の起草を進めている。これは 2006 年の一般的討議の成果を踏まえたもので、5 月には採択できる見込みである。他に 2003 年の一般的討議の結果を踏まえて「先住民族の子ども」に関する一般的意見の作成も進めているほか、「子どもの最善の利益」に関しても同様の作業を進めている。

## 条約機関改革と人権分野での新たな進展

ところで国連は、実効性がない、非効率的、資金をきちんと管理できていない、不適切な行動に高級職員が関わっているなどのさまざまな非難を受けてきた。さらに、国際社会は依然と

して重大な人権侵害を伴う蛮行を目撃し続けている。

国連の効率性と透明性を高めるべく、国連事務総長は大規模な改革を呼びかけてきた。この「国連改革」には条約機関の改革も含まれる。自由権規約と社会権規約が1976年に発効して以降、さらに6つの主要人権条約が効力を有するようになった。後述する障害者権利条約が発効して条約機関が設置されると、それぞれの条約の実施状況を監視する条約機関が9つ存在することになる。

2003年6月13日、リヒテンシュタインのマルブンで会合が持たれ、ある国が締結しているすべての人権条約の規定の実施状況を単一の報告書にまとめられるかどうかについて話し合われた。しかし、このような単一報告書は単一の条約機関という考え方と密接に結びつきうることから、このアイデアは退けられている。ここでは、たとえば子ども、女性、障害のある人々、先住民族といった特定の問題が脇に追いやられる可能性があること、現行の条約の改正が必要であることなどの基本的問題も提起された。

2006年にはルイズ・アルブール国連人権高等弁務官が「コンセプト・ペーパー」を発表し、単一の常設条約機関を提案した。この提案の理由として挙げられたのは、各国は建前上は人権条約制度を受け入れているものの、能力または政治的意思のいずれかが欠けているために人権上の義務を完全に遵守しているわけではないという事実である。さらに、相互に重なり合う複雑な報告義務を履行するのは容易ではないし、報告審査の日程面でも条約機関同士の調整が図られていない。複数の条約機関がひとつの国に同じ質問ばかりして、その条約固有の問題を話し合う時間がほとんど残らないということもある。

この人権高等弁務官の提案は、2006年6月に開催された人権条約機関の委員会間会合・委員長会合では受け入れられなかった。ただし調和と調整を図る必要性は十分に認識されており、人権条約機関はこれを達成するための方法・手段を模索し続けていくことになっている。

他方、国連人権理事会は新たに創設した「普遍的定期審査」(UPR)というしくみを始動させようとしている。国連加盟国すべての人権状況を定期的に審査しようというものだが、この新たな手続では条約機関、NGO、国内人権機関から提出される報告がきわめて重要な役割を果たすことになるだろう。人権分野でもっとも新しい進展であるUPRは、人権を監視するもうひとつのシステムとなることが期待されている。

## 障害児・者の人権

最後に、障害のある子どもの状況と国連・障害者権利条約について簡単に触れておきたい。

WHO(世界保健機関)による最近の推計によれば、世界では5億人から6億5000万人の人々が何らかの形態の障害を有している。これは世界人口のおよそ1割で、そのうち約1億5000万人が子どもである。障害者の8割以上が開発途上国に住んでおり、サービスにほとんど、あるいはまったくアクセスできていない。障害の主要な原因は予防可能であること、障害の二次的影響は軽減できることもわかっている。

この20～30年というものの、障害のある人々に対する関心は高まってきた。これは障害者自身、また国内外の障害者権利擁護NGOが積極的に声をあげてきたおかげでもあるし、国連人権諸条約と、それにもとづいて設置された人権条約機関の枠組みのなかで障害者の問題にいつ

その注意が向けられるようになったおかげでもある。

子どもの権利条約は、最近まで、差別の禁止に関する規定（2条）のなかで障害にとくに言及し、また障害のある子どもの権利に関する独立条項（23条）を掲げた唯一の人権条約だった。子どもの権利委員会は1997年9月の一般的討議で障害児の問題を取り上げるとともに、「障害のある子どもの権利」に関する一般的意見9号を採択している（2006年）。この一般的意見の起草作業は、カタール出身の小児科医の委員とともに私が担当した。

そして最近になって、障害者権利条約（障害のある人の権利に関する条約）が採択された。これは、障害者の権利と、その権利を促進・保護・確保する締約国の義務を明らかにした国際条約である。21世紀最初の人権条約であると同時に、障害者の権利の包括的保護について定めた法的拘束力のある国際文書としては初めてのものでもある。

国連総会はこの条約を2006年12月13日に採択し、条約は2007年3月30日に署名のために開放された。日本も2007年9月に署名をしたとうかがっている。また、障害者権利条約とあわせて、個人通報手続や調査手続について定めた選択議定書も採択されている。これまでのところ条約は15か国が、選択議定書は8か国が批准した。条約は20番目の批准・加入書が寄託されてから、選択議定書は10番目の批准・加入書が寄託されてから、それぞれ30日後に発効する。

国際人権条約は、他の国際条約や国際文書とあわせて検討しなければならない。子どもの権利条約も、女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約、社会権規約、自由権規約、障害者の機会均等化に関する基準規則、その他の関連の指針、I L

O（国際労働機関）やWHOの関連文書といった他の国際条約・文書、そして今後は障害者権利条約という新たな人権条約とともに実施されていくことになるだろう。

# 子どもと地域に寄り添う子ども支援の実践展開 ―西東京市ワイワイプラザにおける子ども活動から みえてきたこと

長谷部真琴（こども福祉研究所）

## はじめに

西東京市の武蔵野の自然が残る一角に、「西東京市ワイワイプラザ」がある。「西東京市ワイワイプラザ」は、市立保育所建てかえのために用意された仮園舎の空き期間（2007年度1年間）を利用しての市民の子育て支援・子ども活動のパイロット事業である。市民の子育て支援・子ども活動の拠点として、「NPOこども福祉研究所」と「西東京市」が連携し、地域や企業、大学の協力を得て、「子育て支援事業」「子ども活動」「市民講座」などの実践を行っている。「西東京市ワイワイプラザ」の概要に関しては、『いんふおめーしょん／子どもの人権連 No.112 2008年1月号』を参照されたい。本稿では、筆者が担当している「子ども活動」について、報告をする。

## 1. 子ども活動の概要と利用状況

ワイワイプラザでは、5月のオープン以来、毎週日曜日、10時30分から15時まで、小学生以上の子どもたちを対象に、子ども活動を実施している。毎週日曜日の通常活動のほか、パーベキューや宿泊体験、ハロウィン・パーティーなど、季節に合わせたイベントも子どもたちとスタッフが一緒になって企画・実施している。

通常活動では、施設内の工作室、ウッドデッキ、ホール、館庭などで工作やかくれんぼ、宝探しゲームや鬼ごっこ、サッカー、メチャドッチなど、幼児年長から小学校6年生までが、子

ども活動スタッフと一緒に遊んでいる。活動の拠点にしている工作室には、子どもたちがつくった作品、絵、折り紙を展示し、居心地のいい空間になるように、子どもたち自ら、レイアウトを考えている。館内には、子どもたちの活動の様子などを写真で展示し、来館者を楽しませたり、時には子どもたちが自分たちの写真を見て、「次はこんなことやりた〜い」という提案が飛び出したりしている。また、館庭にはスタッフがつくった小さな畑があり、大きく育ったピーマンやバジルなどを子どもたちが収穫する場面も見られた。「子ども活動」は、5月のオープン以来1月末までの約9ヶ月間（計28回）でのべ262名が利用している。近くの団地の子どもたちが常連となり、1日あたり少ない日で5〜6人、多い日には15人前後の利用がある。

これらの活動の一部は、東京都多摩島しょ子ども活動事業として西東京市からのサポート（材料費や講師料等）を受け、また、山崎製パン株式会社や東京製粉株式会社より食材の提供を受け利用者負担があまりかからないように行っている。また、コープとうきょうから、調理用具の提供を受け、昼食支援、クッキング等の活動をしている。また、子ども活動とは別にワーカーズ・コレクティブちろりん村協賛事業として親子クッキング教室も9月に実施している。

## 2. 子ども活動の構想と現実

もともと、子ども活動は、地域で大学生や地域の市民の皆さんと一緒に活動する異世代交流型の活動を目指し、スタートした活動である。

活動を展開する上で、まず、ワイワイプラザにおける子ども活動を次世代育成支援としてどう位置づけるかが問題となった。単なる子どもの活動であれば、西東京市内にも児童館・学童クラブが整備されており、そのほか、市民活動・社会教育の活動としても活発に展開している。その中であえてワイワイプラザで子ども活動を行う意義は何か、事業を開始する前は様々な議論がなされた。

子ども支援はむしろ行政主導型ではなく、市民の力を合わせて行うことで「子どもにやさしい街づくり」というユニセフが提唱する子どもの権利基盤が地域に育ち根付くと考えており、この施設を有効に活用し、市民活動を活性化したいと考えた。また、市のあらゆる子ども施策で子ども参加を強化するためには、その事業と子どもたちをつなぐ支援者（プレイリーダー、ファシリテーター、アドボケート）を育成することが急務であると考え、「子ども活動」を、子どもたちの自主性を引き出し、子ども参加を促進するとともに、ボランティアとして参加している市民や学生に、支援者としての経験を積む場として位置づけようと考えた。

こうして、「西東京市ワイワイプラザ」の「子ども活動」はスタートした。

しかし、いざ活動が始まってみると、場所が団地の近くという立地条件も手伝って、子どもたちの日曜日の居場所という色合いが濃くなってきた。

象徴的なのは昼食である。当初昼食は、一度家に帰って食べてくることにしていたのだが、日曜日、両親が仕事でいない家庭の子どもも多

く、お昼で施設を一度閉めても帰らないで隣の公園で遊んでいて、午後昼食を食べないで来る子どもや、コンビニで昼食を済ませてしまう子どもが多く見られた。議論はあったが、活動の一環として、子どもの食への参加というコンセプトをいれ、食育活動としての意味も含めて昼食を子どもに提供することにした。ただ、当初の目的を見失わないよう、通常活動の一つひとつにおいて、子どもたちの自主性を尊重すること、様々な経験の場を用意することをスタッフは常に意識し、この活動がただの「子どもの世話」で終わらないよう常に心がけてきた。

活動開始から9ヶ月、市民のボランティアの参加に支えられながら、地域との関わりは依然模索しつつも、スタッフは子どもたちの自主性を支え、子どもが中心となって企画・実施するイベントが出始めている。

## 3. 子ども参加者の構成と活動内容

スタートから活動が軌道に乗った現在、毎週参加する子どもたちは少数固定化している。主に施設の近所の団地の子どもたちで、5～15人の子どもたちが毎週参加している。年齢は年長（小学生の姉がいる。原則小学生以上が対象であるが、兄弟に限っては参加を認めている。）から小学校6年生までで、女の子が多い。

通常活動は、当初、工作等のプログラムをスタッフが用意していたが、夏にバーベキューなどのイベントや簡易型プールを使った水遊び等を実施した頃から、子どもたちの「声」が出始め、最近では、子どもたち側から、「ビンゴゲームがやりたいから、クジつくるね」「宝探しのお題作ったよ。探したい人～」とか、「絵を描きたいから紙と絵の具出して」「外でメチャ（ドッジボールの一種）やろうよ」「雨だからビデオ見たい」など、その日の活動が子どもたちによっ

て決められるようになってきている。また、昼食づくりにしても、準備や後片付けを手伝いたがる子どもが出てきはじめ、メニューのリクエストなども聞かれるようになってきている。

イベントは、現在までに6回企画・実施している。オープニングイベント以外は、子どもたちが企画から参加している。オープニングイベントから次のイベントであるワイワイ夏まつりまで3ヶ月の期間が空いているのは、活動当初はスタッフ・子どもたちに「場」に慣れてもらうこと、お互いの関係性づくりに焦点を置いて進めていたためである。イベント企画を重ねるたび、子ども側からの提案もより具体的なものになってきており、当初のスタッフがしかけ、子どもと一緒に決定する型から、10月を過ぎる頃からは、子どもたちからイベントの提案がなされ、スタッフと話し合い細部をつめて実施する、子ども提案型になりつつある。

#### 4. 活動から居場所へ ワイワイプラザ子ども活動と子どもたちの変化

子ども活動を展開する中で、子どもたちの言動に変化が現れはじめている。何事にも受け身だった子どもたちが、徐々に主体的に考え、自分の意見を表明し、思いを形にし始めたのである。

象徴的な事例を紹介しよう。ワイワイプラザの子ども活動は、人・地域との関わりを大切にしたい等の理由から、館内でのPSPやDSなどのゲーム機類の使用は禁止している。最初の頃に来ていた小学生の男の子たちは、ゲームをする場所が欲しかったのか、子ども活動から足が遠のいた。さて、ゲームを使ってはいけないといわれ、子ども活動に来た子どもたちは困った。「何して遊べばいいかわかんない…。」これには、おとなスタッフは驚いた。子どもたちが

10数人集まっているのに、ゲーム機という媒介がなければ、みんなで遊ぶ方法が分からないというのだ。そこから、子どもたちとスタッフの子ども活動の模索が始まった。当初、通常活動・イベントのプログラムについて、子どもたちは、スタッフの「やってみたいことある？」等の声かけに対して「わかんない」「何でもいい」と答えるのが常だった。ならばと、スタッフがアイデアを子どもに提案し、そこから企画が始まっていたのが、夏のバーベキュー、宿泊体験などの大きなイベントを「作戦会議」と称し、子どもたちとスタッフがイベントのスケジュール・内容・献立等を一緒に企画し実施する中で、徐々にではあるが、子どもたちから「こんなことできるかな?」「こうしたい!」「この日は来られないから別の日に変更できないか」など、様々な「声」が出始めたのである。

当初子どもたちがスタッフの声かけに対し、どうでもいいような返答をしたのにはいくつかの理由が考えられる。

一つはスタッフと子どもたちの関係性の問題である。スタッフであるおとなと子どもたちの関係性がまだ築けておらず、信頼関係が希薄だったため、どこまで自分の意見を聴いてくれるのか、意見を言ってもいいのかを子ども自身がスタッフを見定める時間が必要だったこと。

また、「場」の問題もある。ワイワイプラザ自体がまだ子どもたちの中で、自分の「場」として確立しておらず、とりあえず暇つぶしで来ている子どもたちは、あえてこの「場」を面白くするための意見を言う必要があるのかどうか、言い換えればこの「場」が自分の「場」となっていくかどうかを見定める必要があったこと。もう一つ、場所の問題としてはこの「場」で何ができるのか、単純にわからなかったことが挙げられる。初めて来た場所で、どんな道具

があるかわからない状態で「何やりたい?」と聴かれても、おとなだっただけで答えにくいだろう。

さらに、子どもたちに自分たちで決める、企画・実施していく経験が乏しかったことも大きな理由であると考えられる。遊び一つにしても、自分が提案する遊びに関して、他の子ども、おとなにわかるようにルールを説明しなくてはならないし、他の子どもたちの同意を得るために、その遊びの魅力を伝えなければならない。説明するのが苦手な子どももいたり、面倒になる子どももいる。自分がやりたいことに他の子どもたちが賛同してくれるかわからない、と提案に自信が持てない子どももいる。また、イベントの企画・実施にしても、何を決めればそのイベントができるのか、当日までにどんな準備が必要になってくるのかがまったく想像できない中で「やりたい!」と声を挙げにくかったのだろうと考えられる。

他にもいくつかの理由があると思うが、子どもたちと活動を進める中で子どもたちの「わかんない」「何でもいい」が如何にして「こうしたい!」に変化していったのかについて見ていきたいと思う。

第1に、スタッフとの関係性の問題については、活動に参加する子どもたちが少数固定化し、スタッフも活動における中核メンバーが定着し、子どもたちと継続的な関わりが持てたことが、子どもたちとスタッフお互いの信頼感を高める要因になったようである。子どもたちは、スタッフにあだ名をつけ、稀に誰かの姿が見えないと、「今日は〇〇休み? 何で? 今日は〇〇とこんなことしたかったのになぁ…」などとつぶやき、休んでいたスタッフが出てくると、病気であれば心配し、用事であれば、楽しかったかなどと話しかける。スタッフも同様で、しばらく顔を出さずにふらっと現れた子どもに対

し、さりげなく気を配り話しかけるなど、お互いの顔が見えるからこそその関係を築いている。そんな中で子どもたちは、スタッフの特徴を見極め、遊びならこの人、道具を頼むならこの人など、スタッフの使い分けまで始めている。また、スタッフは、子どもから提案されたことに對し、例えそれが些細なこと、例えば昼食のメニューに関してなどでも、どうにかして実現する姿勢を心がけており、子どもと話し合う中で、形や規模を多少変えてでも、実現できるか子どもと一緒に検討すること、どうしても無理な場合においても、子どもにきちんと説明することを積み重ねていっている。その積み重ねが、思いついたらとりあえず提案してみよう、という子どもの気持ちに結びついていっているのではないかと考えられる。

第2は「場」の問題である。子どももスタッフも、活動を重ねる中で「場」にも「人」にも慣れ、この「場」で何ができるのか、何をしてはいけなかが見えるようになってきた。ワイワイプラザでは、禁止事項は極力少なくし、問題はその場その場で子どもたちと話し合い対応していくことにしているのだが、自分や他の子どもに危険が及ぶこと、施設を傷つけることは禁止している。スタッフごとに許容するラインが一致しない場合もあるのだが、そこは反省会で確認し合いながら、極力ブレがないように気をつけている。このようなやりとりを通して、スタッフも子どもたちも自分の行動をちゃんと意識するようになってきたし、当初気に入らないことがあると爆発していた子どもも、場面によって、自分を抑えることができるようになってきている。

第3に、経験による変化が現れてきた。夏まつり、宿泊体験を企画・実施する中で、子どもたちは着実に自信をつけてきている。なにより

自分たちが考えたことが形になることが面白らしく、子ども活動日ではない金曜日（サロン実施日）に、学校帰りの子どもたちが「ハロウィンやりた〜い！」と飛び込んできたのには驚いた。その日は次回の活動日にハロウィンの「作戦会議」をすることを子どもたちと約束して帰したが、今まで夏まつりも宿泊体験も、スタッフからの提案だったことを考えると、子どもたちからのイベントの提案に、スタッフはとても喜んだ。通常活動においても、同じメンバーで活動してきた経験が生きており、活動への提案を説明する自信がない子どもは、周りの子どもを巻き込んで、説明が上手い子に伝えてもらうことができているし、年少の子どもに対し、年長の子どものが、「〇〇ちゃんはどうしたい？」と声をかけるなどのお互いの思いやり、子どもたち同士での進行役やおどけ役、年下をフォローする役など、役割分担みたいなものも出てきているようである。一つのことを決める時には子ども同士の人間関係も如実に反映されるし、結構子どもたちもいろいろ考えて発言しているのだとわかる。

子どもたちの変化を考える上で、ロジャー・ハートの「参画のはしご」<sup>1</sup>モデルが大変参考になる。子どもたちが「わかんない」「何でもいい」と活動の受身的な存在であったのが、自ら「こうしたい！」と自分の意見を表明する活動主体になったのも、子どもたちの意識の中では大変な変化である。今回、ワイワイ子ども活動を通して子どもたちに変化が見られたのも、積極的に発言できるような環境づくりにスタッフが心がけたことと、子ども自身がスタッフや他の子どもと人間関係を築き、「場」に慣れ、様々な経験を通し、成長したからであると考えられる。

この活動を通し、子ども活動に必要なのは、従来のおとなと子どもの関係である、指導する・される関係ではなく、おとなと子どもが同じ目線に立って、おとなは子どもがのびのびと活動できるよう支援し、時にはアドバイスし、おとなも子どもとともに成長する関係であると強く感じている。

## 5. 「西東京市ワイワイプラザ」における「子ども活動」の課題

当初の構想と違う形で動き始めた「子ども活動」であるが、イベントの企画・実施など、様々な体験を通して、子どもはもちろんスタッフも成長している。まだまだ地域とのつながりは薄く、地域に根ざした活動とは言えないが、市民のボランティアが定着し、継続的なスタッフとなって活動に参加することで、少しずつではあるが、地域の子どもの活動支援者の掘り起こしも始まっている。

3月に「西東京市ワイワイプラザ」閉館ということ子どもたちも残念に思うのか、「本当に閉まっちゃうの?」「またどこかでやるの?」と、毎週のようにスタッフに尋ねる子どもたち。「子ども活動」に参加した地域の子どものとおとに一年間の活動をどう返していくのかを考えながら、残り数ヶ月しっかりと子どもと向き合って活動していきたいと思う。

---

<sup>1</sup>ロジャー・ハート著 木下勇・田中治彦・南博文監修『子どもの参画―コミュニティづくりと身近な環境ケアへの参画のための理論と実際』萌文社 2000

## 「日本語を母語としない親子のための 高校進学ガイダンス」の報告

東京都高校進学ガイダンス実行委員会 関口耕一郎（NPO 法人多文化共生センター東京事務局長）

### 1. 実施概要

**背景—増え続ける外国人と遅れる日本社会の対応**

全国における外国人登録数は200万人を越えた。2006年末現在における外国人登録者数は208万4,919人となっており、「10年前（1996年末）に比べると66万9,783人（47.3パーセント）の増加で、10年間で外国人登録者数は約1.5倍になった」（法務局）。日本において、外国人が増え続けることはおそらく間違いない。労働力不足などの理由から経済界からの要請は強く、インドネシア、フィリピンなどアジア各国との経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）によって、外国人の受け入れがますます進むと予想される。

これは、労働者としての外国人が増えているということではない。当初は短期の予定で来日した人たちの定住化が進み、国際結婚も増え続け、国籍は日本でも、外国にルーツを持つ子どもたちも増えている。一時的な増加ではなく、この社会を構成する人たち、成り立たせる人たちの構成そのものが変化し、多様化しているといっていだろう。しかし、こうした変化に対して、日本の社会の対応は遅れている。社会保険、教育、医療など日本社会の様々な制度が追いついていない状況がある。

**外国人の子どもが直面する大きな壁**

教育の分野では、小中学校に入ってきた子

どもに対しての日本語教育や、高校進学率の低さ（全国平均で50%以下）など様々な問題が指摘されている。日本人の子どもの高校進学率が100%に近いことを考えると非常に大きな差がある。中学生程度で来日した子どもは、来日数ヶ月～2年程度で、日本人の子どもと同じ条件で入試を受けなければならない大きなハンデを負っている。

進学率が低いもう一つの要因として、日本の教育制度や高校などについての理解が足りない事があげられる。言葉がわからないために、どのような高校に入ることができるのか、どのような準備が必要なのか、また、高校に行く必要性などが十分に理解されず、高校に入ることができない子どもが多くいる。また、子どもだけではなく親の理解が足りないことも大きな要因の1つである。情報がいないために子どもの教育について不安を抱えている親は少なくない。

**取り組みが遅れる東京都**

東京都では、外国人登録数は2008年1月には39万人を越えた。これは人口の約3%にあたり、全国においても圧倒的に外国人が多いエリアである。もちろん、外国から小学生、中学生段階でやってくる子どもたちも多い。しかし、群馬県、愛知県、静岡県など他の外国人集住地域が工場地帯周辺で、比較的集住し目に見えやすいのに比べ、東京は非常に多国籍で、集住しておらず、その圧倒的な人数にも関わらず、目

に見えにくいという特徴をもった地域である。

こうした特徴のためか、東京都では、外国人の子どもたちへの対応が十分に認識されているとは言えない。近隣の神奈川県、埼玉県などが教育委員会とNPOやボランティア団体等と協力をして情報提供などが行われているのに比べ、東京都は2005年より進学ガイダンスに対して後援名義を出すのみに終わっている。

東京都高校進学ガイダンス実行委員会では、日本の教育事情にうとい在住外国人の親子のために日本の高校、進路・進学・教育制度全般について理解を深めてもらうことを目指し、2001年度より年2回のガイダンスを実施してきた。毎年200人を越える参加者があり、外国籍の子どもと親がいかに情報を必要としているのかがよくわかる。更に、多文化共生センター東京ではガイダンスの参加者に対してアンケートをとり、外国から来た子どもたちの状況をデータとして目に見える形にして東京都教育委員会などへの働きかけを行ってきた。しかし、残念ながらまだ東京都において外国籍の子どもたちの存在が十分に認められ、その対応の必要性が認識されるには至っていない。

## 2007年度の実施概要

2007年度は、「多文化共生センター東京」、「カトリック東京国際センター」、「多文化共生教育研究会」、「世界の子も達と手をつなぐ学生の会」のNPO、ボランティア団体など4団体による実行委員会により、7月と10月の計2回、「日本語を母語としない親子のための高校進学ガイダンス」を開催した。外国籍の中学生とその親に対して、学校の制度や高校進学についての具体的な情報を提供すると同時に、ボランティアやNPOによる学習支援等につなげガイダンス後のフォローも行った。7月の開催では

212人、10月の開催では109人、2回合計で321人（135家族）の参加があった。

第1部では、都立高校の教員ボランティアたちが中心になって、日本の教育制度と都立高校の入試についての説明。その他、私立高校、通信制サポート校などの説明を行った。6言語（英・中・韓・スペイン・タガログ・タイ語）、15人程度の通訳者を配置し、言語ごとにグループを作り、逐次通訳を行った。

第2部では、昨年度ガイダンスに参加して、高校生になった先輩から、日本に来て大変だった事、困難や高校受験をどう乗り越えたのかなどを話した。来日し、日本の中学校に入ったニューカマーの子どもたちは、言葉が通じない中での生活を余儀なくされ、孤立している子が多い。本来の自分のイメージとのギャップにすっかり自信をなくしてしまっている子どもも少なくない。日本語を習得しながら、同時に教科も勉強しなければならず、多くの子どもたちが不安を抱えている。同じ境遇を経験し、不安や困難を乗り越え、高校に進学のできた先輩の経験を聞くことで、中学生の子どもたちは目指すべく姿を初めて見る事ができたのではないかと考えている。

体験談終了後、個別の教育相談も実施した。個別相談では、都立高校、私立高校、通信制サポート校、中学校等の教員が中心となり、各自の疑問点、進学についての不安などについて答えた。また、単に相談で終わるのではなく、学習サポートを行うNGO各グループの紹介ブースも作り、その後のフォローについても対応を行った。

## 春期ガイダンスの概要

- 1) 日時：7月1日(日) 13:00—16:30
- 2) 場所：JICA 地球ひろば

- 3) 総参加者（スタッフ／報道陣を除く）：212人
- 4) スタッフ：約60人  
（通訳20人／講師6人／受付・誘導30人程度）
- 5) スケジュール  
13：00～15：00 説明  
15：10～15：50 高校生の体験談  
15：50～16：30 教育相談
- 6) 参加費：200円（資料代・1家族につき）
- 7) 講師：都立高校、私立高校、サポート校の高校教師
- 8) 通訳：英語、中国語、韓国・朝鮮語、タガログ語、スペイン語、タイ語の6言語
- 9) 参加者内訳
- 参加者：212人
- ・参加者186人：84家族（対象生徒75人、親89人、付き添い・児童22人）
  - ・見学26人
- 参加者国別内訳
- |       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 中国・台湾 | 112人：51家族（生徒44人、親55人、その他13人うち日本籍1人） |
| フィリピン | 31人：12家族（生徒11人、親15人、その他5人）          |
| タイ    | 12人：4家族（生徒3人、親7人、その他2人）             |
| 韓国    | 14人：6家族（生徒6人、親7人、その他1人）             |
| モンゴル  | 2人：1家族（生徒1人、親1人）                    |
| スペイン  | 1人：1家族（生徒1人）                        |
| パナマ   | 3人：1家族（生徒1人、親1人、その他1人）              |
| コロンビア | 3人：1家族（生徒1人、親2人）                    |

- |       |                  |
|-------|------------------|
| アメリカ  | 2人：1家族（生徒1人、親1人） |
| メキシコ  | 1人：1家族（生徒1人）     |
| ブラジル  | 1人：1家族（生徒1人）     |
| スリランカ | 1人：1家族（生徒1人）     |
| インド   | 1人：1家族（生徒1人）     |
| パキスタン | 1人：1家族（生徒1人）     |
| マレーシア | 1人：1家族（生徒1人）     |

#### 秋期ガイダンスの概要

- 1) 日時：10月14日（日）13：00—16：30
- 2) 場所：JICA 地球ひろば
- 3) 総参加者（スタッフ／報道陣を除く）：109人
- 4) スタッフ：49人  
（体験談高校生3人、通訳15人／講師5人／その他20人程度）
- 5) スケジュール  
13：00～15：00 説明  
15：10～15：50 高校生の体験談  
15：50～16：30 教育相談
- 6) 参加費：200円（資料代・1家族につき）
- 7) 講師：都立高校、私立高校、サポート校の高校教師
- 8) 通訳：英語、中国語、韓国・朝鮮語、タガログ語、スペイン語、タイ語の6言語
- 9) 参加者内訳
- 参加者：109人
- ・参加者96人：51家族（対象生徒46人、親42人、付き添い・児童・乳幼児8人）
  - ・見学者13人
- 参加者国別内訳
- |       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 中国・台湾 | 64人：38家族（生徒34人、親25人、その他3人 朝鮮族1人） |
|-------|----------------------------------|

フィリピン 21人：9家族（生徒8人、親9人、その他2人 日本籍3）  
 韓国 5人：2家族（生徒2人、親2人、その他1人）  
 インドネシア 3人：1家族（親1人、その他2人）  
 タイ 1人：1家族（生徒1人）  
 ペルー 1人：1家族（親1人）  
 アメリカ 1人：1家族（生徒1人 日本籍）

## その他

### ■広報

広報については、ダイレクトメール、または協力可能な市区においては教育委員会を通して都内の公立中学校500校に対してリーフレットを配布する。その他、エスニックメディア（中国語・ポルトガル語などの新聞）に対しニュースリリース、各区市町村の国際交流協会などへの配布などを行った。

### ■今後について

今年度は外国人の受入に積極的な私立高校にも参加してもらい、都立高校だけではなく私立高校の情報についても提供ができた。都立高校、中学校の教員の参加を増やし、個別での相談対応がより充実できるようにしていきたい。また、相談の内容のシェアをできる体制をとり、ガイダンス後のフォローもより丁寧に行っていきたい。

また、東京都では、都議会でも外国籍児童生徒への対応が取り上げられたこともあり、ようやく少しずつではあるがこの課題が認知されてきた。ガイダンスを継続しつつ、こうした子どもたちの状況を伝え、ガイダンスが公的なサー

ビスとして行ってもらえるように働きかけたい。

## 2. 参加した子どもたちと親の感想（アンケートから）

■M・K（フィリピン 13歳 中学2年 2007年5月来日）

日本のことばと文化、数学、社会、理科の勉強をしたいです。芸術関係のカレッジにいきたいです。

■K・J（フィリピン 14歳 中学3年 2005年4月来日）

社会、理科、国語を勉強したい。

■T・R（フィリピン／日本 15歳 2007年3月来日）

日本語の語彙、文法、漢字を勉強したい。もっと情報がほしい。

■H・M（フィリピン 母親）

私はシングルマザーなので、財政的な面で問題があります。学費をどうやって捻出するかなど制度のことを詳しく知りたい。

■P（タイ 13歳 中学1年 2006年3月来日）

進学ガイダンスがあってとてもうれしいです。いろんな事を学べて感謝しています。日本語の文法はとてもむずかしく、漢字、会話も大変です。いろんなテスト、友だちとの会話も難しいです。日本語を一番勉強したいです。日常生活に必要なからです。作文を書くために漢字も勉強したいです。

■S（タイ 13歳 中学2年 2006年9月来日）

とても暖かい雰囲気のガイダンスで、そして

休みの日に学習できるところを紹介してもらってうれしいです。テストに落ちるのが心配です。学校の授業についていけないのではないかと不安です。私は日本語がよくわからなくて漢字もあまりできないからです。

■ E・W (フィリピン 14 歳 中学 3 年  
2003 年来日)

日本語をうまく話せるようになりたい。

■ H・Y (中国 15 歳 中学 2 年 2005 年 9  
月来日)

今後、こんな会によく参加したいです。

■ N・N (中国 15 歳 中学 3 年 2006 年  
11 月来日)

高校の種類について、入れる高校について知りたいです。

## 子どもの人権関係の報道と記録から…

| DATE      | DOCUMENT                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | DATE                                                                                                                                                                                                                                                                                            | DOCUMENT |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 2008/1/12 | <p><b>子の体力を偏差値化 自治体相次ぐ</b><br/><b>朝日新聞</b></p> <p>子どもの「体力テスト」を全校で実施し、分析結果に偏差値や点数、順位をつける自治体が全国で相次いでいる。小中学校の学力テストでは偏差値や順位を本人に知らせることに気を使うが、体力テストの場合、結果をそのまま返す学校が主流派だ。ただ、「体力偏差値」にショックを受ける保護者もいて、より慎重な取り扱いをする教育委員会も出始めている。体力テストでは握力や反復横とびなどを実施し、教育産業大手にデータ処理を依頼。全国平均や同じ体格の子たちの平均と比べた偏差値や、校内での学年別順位などを出す。各教委に共通するのは、身体能力を競わせる意図はないが、本人と保護者に具体的なデータを示して実感させなければ体力低下は防げないという危機感だ。今年度始めた東京都中野区教委には、学校から「苦手な子にとって、数で評価されるのはどうか」「数値は必要なのか」という声も寄せられている。</p> | <p>意欠陥・多動性障害)などに悩んだりする子どもの心のケアについて、全国的な体制作りに乗り出す。中核施設を国立成育医療センター（東京・世田谷）として、各都道府県に専門外来と病棟を備えた拠点病院を順次整備する。拠点病院は地域の診療と専門医育成の両面を担い、保健所や警察などと連携して子どもの心の健康を支える地域ネットワークを構築する。子どもの精神的なケアを巡っては、うつ病や摂食障害などの問題が指摘される一方、ADHDなどの発達障害も早期診断とケアが必要とされる。だが診断できる専門医が少ない上、関係機関の連携体制もなく、受け皿となる医療機関の必要性が叫ばれていた。</p> |          |
| 2008/1/14 | <p><b>子どもの心ケア、全国に拠点病院整備へ</b><br/><b>読売新聞</b></p> <p>厚生労働省は新年度から、いじめや不登校、虐待などで心が傷ついたり、うつ病やADHD(注</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <p><b>2008/1/15</b></p> <p><b>中高一貫校 相次ぎ高校募集中止</b><br/><b>朝日新聞</b></p> <p>高校からの募集をやめる私立の中高一貫校が大都市圏で相次いでいる。少子化により学校間の競争が激しくなる中、早い段階に囲い込み、6年一貫教育で進学実績を伸ばしたいという思惑や、中高一貫組と高校からの入学組とで授業の進度を変える「二度手間」を嫌う風潮もある。公立中からは「優秀な子が私立に流れてしまう」との嘆きも聞こえる。高校募集をしない学校は「完全中高一貫校」とも呼ばれる。首都圏に約300校ある中高一貫</p>           |          |

| DATE      | DOCUMENT                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | DATE      | DOCUMENT                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | <p>校のうち70校ほどある。日能研グループのNTS教育研究所によると、ここ数年、中堅進学校が完全中高一貫校化。中学から優秀な人材を集めることで、公立高校の「滑り止め」から脱皮する狙いがあるとみている。東京都中学校進路指導研究会の関本恵一会長は「クラスを引っ張る優秀な子が私立に行ってしまうと、公立中はリーダーを育てるところから始めなくてはいけない」と話す。1都3県 東京、神奈川、千葉、埼玉の1都3県での今春の中学入試は、小学6年生の6人に1人が受ける見通しで、受験率は過去最高だった今年度を若干上回りそうだ。県立千葉高の併設校として県立千葉中が開設されるなど公立の一貫校も増えており、公立もあわせると受験者数は6万を超えるとの見方もある。</p> |           | <p>た所見は「資料内容の要約を記述したもので、事実関係を評価したものではない」（図書館史料室の廣瀬琢磨室長）として削除しない考え。「事実のねつ造」とした「参考」は「資料を確認していないのでコメントできない」（同）としている。廣瀬室長は「あくまで記述者個人の見解であり、戦史部や防衛省の見解ではない」としている。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 2008/1/16 | <p><b>「集団自決は村の独断」／防衛研公開資料に所見<br/>沖縄タイムズ</b></p> <p>慶良間諸島の「集団自決（強制集団死）」に関し、防衛省の防衛研究所（東京都目黒区）が所蔵資料に「戦隊長命令はなかった」と見解を付けて公開していた問題で、別の複数の資料にも「集団自決は村役場の独断」として、軍命を否定する「所見」などを付していたことが15日分かった。復帰前に琉球政府立法院議員が戦隊長命令があったと書いた著書を掲載した報道資料には、資料評価の「参考」として「事実をねつ造している」と断定している。どちらも一般公開されており、識者は「極めて重大な問題だ」と批判している。同研究所は「役場の独断」とし</p>                 | 2008/1/26 | <p><b>和田中の「夜間塾」スタート 塾講師が11人に授業<br/>朝日新聞</b></p> <p>東京都杉並区立和田中学校で26日、大手進学塾による「夜間塾」が始まった。都教委から「公教育の観点から疑義がある」と再考を求められ、いったん実施を延期。その後、「学校教育外の活動」という杉並区教委の回答を都教委が容認し、予定より17日遅れの開催となった。「夜スベ」と題された授業は、159人いる2年生から希望を募り、土曜に加え平日の夜に週3回予定されている。成績上位層の学力をさらに伸ばすのが狙いで、「SAPIX中高部」の講師が和田中の教室で教える。実質的な「仕掛け人」はリクルート出身の藤原和博校長だが、学校ではなく、ボランティアでつくる「学校支援地域本部」が主催する。月謝は、数・国2教科で1万8000円、英を加えた3教科が2万4000円。正規の授業料の半額程度という。初日は生徒11人が参加。夜スベ全体では、希望した19人全員の参加が決まっている。</p> |

| DATE      | DOCUMENT                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | DATE      | DOCUMENT                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2008/1/31 | <p>教育再生会議、「後継」設置へ<br/>最終報告受け首相表明<br/>朝日新聞</p> <p>政府の教育再生会議（野依良治座長）は31日、最後の総会を首相官邸で開き、「社会総がかりで教育再生を」と題した最終報告を福田首相に提出した。道徳を「徳育」として教科化することや「ゆとり教育」の見直しなどを盛り込んだ。首相は総会で、提言の実現度合いを点検する後継会議を内閣に設置する考えを表明した。最終報告では「直ちに実施に取りかかるべき事項」として「徳育」の教科化と「ゆとり教育」見直しのほか、(1)小学校に理科や算数の専科教員を配置(2)社会人からの教員採用を5年間で2割以上に増員(3)学校の適正配置の促進、などを挙げた。また「検討を開始すべき事項」としてスポーツ庁の創設、6・3・3・4制の弾力化、幼児教育の無償化などを記した。ただ、「徳育」の教科化は中央教育審議会（文部科学相の諮問機関）で慎重意見が相次ぎ実現の見通しは立っていない。6・3・3・4制の弾力化も飛び級などについて賛否が割れたままで、すべての提言を実現するのは難しいと見られている。後継会議は首相と官房長官、文科相と外部の有識者で構成。2月中に設置し、提言が実現に向けて進んでいるかを定期的に点検する。幼稚園と保育園の一元化や産学協同の人材育成など、省庁にまたがる提言に対応するため、厚生労働相や経済産業相、総務相らを加えることも検討する。</p> | 2008/2/9  | <p>道徳教材に国庫補助 文科省 小中学校で普及促進<br/>産経新聞</p> <p>小中学の道徳教育の教材について文部科学省は8日、2008年度にも国庫補助制度を導入する方針を固め中央教育審議会の教育振興基本計画特別部会で示した。財政支援が明示されたのは初めて。学校や教育委員会が小中学生に配布する適切な教材を財政支援し、準教科書として活用させる。道徳の授業は他教科への流用も目立ち、教員の熱意に温度差がある。規範意識を重視する教育再生会議は、検定教科書を作成して新たな枠組みの教科「徳育」を創設するよう強く求めていた。中教審は教科化の是非について言及せず見送ったものの、充実策は必要だと強調した。文科省では、中長期的な教育振興基本計画に国庫補助制を盛り込むことで予算措置を担保。道徳充実策の要として理解を得たい構えだ。現在、道徳の教材は民間で10社前後が発行しているとされる。地方自治体では京都市をはじめ、高校で道徳を必修化した茨城県などが独自に作成している。ただ、文科省の道徳教育推進状況調査（2003年度）によると、副読本を学校備え付けにしている小中学校は半数弱で、普及はしていない。このため、同省は、普及を促進しようと、財政措置を取ることにした。</p> |
|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 2008/2/15 | <p>標準を超える授業時間、小学校のほぼ半数 ベネッセ調査<br/>朝日新聞</p> <p>現行の学習指導要領で定める標準を超えて授業時間を確保している学校は小学校のほぼ半数、</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

| DATE      | DOCUMENT                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | DATE      | DOCUMENT                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | <p>中学校でも2割程度にのぼることが、ベネッセ教育研究開発センターの調査で分かった。現場は、指導要領の改訂案を先取りしていると言えそう。この調査は07年夏に実施し、全国の教員3981人、校長1087人から回答を得た。分析結果が今月まとまった。年間の授業時間は学年ごとに調べた。小5で55%、中2で23%が、指導要領の定める標準より多かった。02年の前回調査に比べて、「標準どおり」と答えた学校が6～10ポイント減っていた。教科書に沿った授業をしてプリントや小テストを利用する割合が増えた一方、「総合的な学習の時間」は、20%の小学校教員が「なくしてもよい」、43%の中学校教員が「削減したほうがよい」と答えた。調査を担当した耳塚寛明お茶の水女子大学教授(教育社会学)は「国の方針がゆとりの実現から学力向上へと変化したことに現場はストレートに反応している」と分析する。</p> |           | <p>に英語は全学年で週1時間増の週4時間になる。新指導要領は(1)言語活動(2)理数教育(3)伝統・文化教育(4)道徳教育(5)体験活動(6)外国語教育—の充実を打ち出した。全国一斉学力テストやOECD(経済協力開発機構)の学習到達度調査(PISA)で不足が指摘された論理的な思考力や読解力育成のため、国語以外の教科でも言語能力の育成に努める。新指導要領は小中ともに2009年度から前倒し(移行措置)される。原案は1カ月間、一般から意見を募集した後、3月末に告示される。高校と特別支援学校の指導要領案は今夏にも公表される。</p>                                                                                                                                 |
| 2008/2/15 | <p><b>脱“ゆとり”で基礎基本重視 新学習指導要領案公表</b><br/><b>産経新聞</b></p> <p>文部科学省は15日、30年ぶりに主要教科を中心に授業時数と指導内容を増加し、「ゆとり教育」を見直した新学習指導要領案を公表した。基礎・基本の習得を重視し、都道府県名(小学社会)、ひし形・台形の面積(小学算数)、イオン(中学理科)などを追加、復活させた。教科書改定を伴う完全実施は小学校で2011年度、中学校で2012年度からで、理数教科は来春から前倒しで実施される。小学校は国語、算数、理科、社会、体育、中学では主要5教科と体育の授業時数が増え、特</p>                                                                                                       | 2008/2/18 | <p><b>「総合学習」進化する塾 公教育のもたつき尻目に先へ</b><br/><b>産経新聞</b></p> <p>「さようなら、(上底+下底)×高さ÷2」現行の学習指導要領が告示された翌年の1999年秋、大手学習塾の日能研(本部・横浜市)はこんな宣伝文句のポスターを作製し、子どもの学力低下に対する親の不安をあおり、私立中受験へと駆り立てた。『目的に応じて3を用いてもいい』とただけだ』と告示当時の文部大臣、有馬朗人は今でも苦い顔をする。その日能研が、ゆとり教育の目玉だった「総合学習の時間」(総合学習)をカリキュラムに取り入れている。先生の力を借りずに、5、6人の児童が1つのチームを組んで図形問題の解法に知恵を出し、「一番いい解き方」を探す。見つかったら、他のチームと互いに発表して比べ合う。先生は最後まで、解き方を教えてくれない。これは日能研が4年前から首都圏の一部教室</p> |

| DATE      | DOCUMENT                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | DATE      | DOCUMENT                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | <p>で開設する「Rコース」(小4～6年対象)。あらかじめ用意した答えに児童を導かないことが特徴で、高木幹夫代表は「自ら学び考える力を育てる授業。『総合学習』そのものだ」と話す。こうした要素を一部取り入れる傾向は他の塾でもみられる。その理由は、「私立中や公立中高一貫校の入試が、単純な知識より応用、活用力を試すPISA(生徒の国際学習到達度調査)型になっている」(栄光ゼミナール)という状況があるからだ。その活用力こそ、現行の指導要領が「生きる力」などの呼び方で育成を目指したはずのものだった。公教育のもたつきを尻目に、民間が公教育を利用し、先を行く現実が垣間見える。</p>                                                              |           | <p>までは集団ではなく家庭で子育てしてほしい」との方針から保育園でゼロ歳児保育を行わず、事情がある家庭に「保育ママ」を派遣している所もある。中央教育審議会は、1月にまとめた答申で「社会全体で子供たちの生活習慣の確立、規範意識の醸成、道徳的価値観の形成などを推進していくための具体的な諸方策については今後、別途検討を深める」と提言。教育再生会議も、同月の最終報告で「徳育を新たな枠組みで『教科化』し、『社会総がかり』で徳のある人間を育てる」よう求めていた。</p>                                                                                                                                                                                                 |
| 2008/2/19 | <p><b>社会全体で徳育研究 乳幼児も対象 新年度に有識者会議 産経新聞</b></p> <p>家庭の教育力低下や子どもたちの生活・社会体験不足で集団生活できない小学生が増えるなど学校現場が悩むなか、文部科学省は18日、家庭などとの連携を含めた「子供の発達と徳育に関する調査研究」のための有識者会議を新年度に設置し、指導法などを検討することを決めた。学齢に達していない乳幼児の教育も対象に加え、発達段階に応じた道徳教育のあり方などを幅広く論議する考えだ。小学校に入学したての新入生が集団生活になじめず、教室内で騒いで授業が成立しない「小1プロブレム」も問題化している。乳幼児教育の重要性は高まっており、政府の教育再生会議も「親学」の必要性を訴えていた。自治体では家庭教育を重視し、「1歳児</p> | 2008/2/21 | <p><b>学童保育所「生活室」の広さ、ガイドライン未滿が6割も 毎日新聞</b></p> <p>都市部の学童保育所で、子どもの過ごす「生活室」の広さが厚生労働省のガイドラインに満たない施設が全体の6割に上ることが、国民生活センターの調査で分かった。また一部の施設は利用者側に不利な内容の書面を交わすなど、ずさんな実態も浮かんた。同センターの「学童保育の実態と課題に関する研究会」(座長、新保幸男・神奈川県立保健福祉大教授)が07年8～9月、17の政令指定都市と東京23区の3124施設にアンケートを郵送し、1452施設が回答した。調査では、生活室の1人当たりのスペースがガイドラインで「望ましい」とされる1畳(1.65平方メートル)未滿の施設が59.8%。1施設70人以内とするガイドラインを守っていない施設は23.3%あった。施設が保護者と交わした書面を調べたところ、いったん納入した利用料について11.5%が一切返金しないと記載。子ど</p> |

| DATE      | DOCUMENT                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | DATE      | DOCUMENT                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | <p>もがケガをした場合も施設に責任を一切問わないと誓約書を提出させるケースもあり、同研究会は「いずれも（事前に損害賠償額を定めることなどを禁じた）消費者契約法により無効」と判断している。同研究会は「公的支援体制がかなり遅れている。量・質ともに拡充することが必要」と結論。国民生活センターは改善を求めて調査結果を厚労省に提出している。同省によると 07 年 5 月現在、全国で 1 万 6685 カ所の学童保育施設があり、74 万 9478 人が利用している</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                        |           | <p>どの養育の怠慢・拒否も 20 件あった。児童虐待事件の検挙件数が高止まっていることについて警察庁は、「警察と厚生労働省や都道府県、児童相談所などの連携が進み、被害が疑われる家庭に積極的に調査する態勢が整ったため、潜在的な事件が表面化するケースが増えたのではないか」としている。また、被害児童数が 5 年連続で増加し、統計開始後最高となった児童ポルノ事件では、送検された容疑者は前年比 7.7 % 増の 377 人で、12 年の約 2.3 倍に達した。</p>                                                                                                                                                                                                               |
| 2008/2/21 | <p><b>児童虐待と児童ポルノ被害児童、統計開始後で最悪</b><br/><b>産経新聞</b></p> <p>2007 年に全国の警察が摘発した児童虐待事件は前年比で 1 % 増の 300 件となり、統計を取り始めた 1999 年以降、最悪となったことが 21 日、警察庁のまとめで分かった。また、児童ポルノ事件の被害に遭った児童（18 歳未満）も、同 20.2 % 増の 304 人で、11 年以降最悪となった。まとめでは、児童虐待事件の検挙者数は前年比 1.8 % 減の 323 人、被害に遭った児童は同 0.3 % 減の 315 人だった。いずれも統計を取り始めた 11 年の約 2.5 倍と高水準で推移している。虐待を受けた児童が死亡したケースは 35 件あり、死亡児童数は前年の 59 人より 37.3 % 減って 37 人。死亡した 37 人の児童のうち、殺人の被害児童は 17 人、傷害致死が 15 人、保護責任者遺棄致死と監禁致死が各 2 人、重過失致死が 1 人。虐待事件 300 件のうち、殺人や傷害を含む身体的虐待が 221 件で最も多く、性的虐待は 69 件、食事を与えず長時間放置するな</p> | 2008/2/23 | <p><b>フリースクール 福岡県が全国初の補助金制度</b><br/><b>毎日新聞</b></p> <p>不登校の小中学生が増え続ける中、福岡県が今年度、民間の小規模フリースクールへの補助金交付制度を始めた。初年度は 600 万円を予算計上し、今月、支給する 4 施設を決定した。行政がフリースクールの日常の運営資金を支援する制度は都道府県では初めてとみられる。生徒数人の小規模なフリースクールは子どもにとって居心地の良いケースが多い半面、運営資金に窮する例もあり、福岡県は補助金支給を決めた。子どもたちの学校復帰や自立支援を目的とし、NPO や財団など公益法人のフリースクールで、小中学校が施設での学習を出席扱いしてくれることなどが支給条件。70 数万円の補助金支給が決まった、福岡市博多区博多駅東の NPO 法人教育オンブズマン「うりはみクラブ」は昨春開校し、現在 4 人が学ぶ。クラブの山口秀範理事長(59)は「今回の支給を機に不登校の子どもたちをさらに受け</p> |

| DATE      | DOCUMENT                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | DATE      | DOCUMENT                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | <p>入れていきたい」と話した。県は08年度も1600万円を予算計上し、1施設200万円を上限に希望施設を募集する予定。文部科学省調査では、06年度の不登校の小中学生は5年ぶりに増え12万6764人。不登校の中学生の割合は過去最高となった。学校長の裁量でスクールへの通所を出席日数にカウントできるようにしたのは92年から。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |           | <p>くいかない」と答えた人は36%（一般は10%）▽「家族とよく話す」は32%（同66%）▽「家族から愛されている」は29%（同63%）だった。調査をまとめた明星大学人文学部の高塚雄介教授（臨床心理学）は、都内の引きこもり人口を約2万5000人と推計。また、心理的に同様の傾向がある「予備軍」は都内で約18万人、全国で100万人を超えると見ている。高塚教授は、陥る人の特徴を▽自意識が強く状況変化に適応できない▽人と争って傷つくことを嫌う▽人間関係の訓練が不十分で逆境に弱いと分析。「国の対策は、引きこもりとニートの分類が不明確で、現状に合った受け皿作りが必要」と話している。</p>                                                                 |
| 2008/2/22 | <p><b>引きこもり 最多は30～34歳 就職・就労きっかけで 毎日新聞</b></p> <p>引きこもりとなる原因は「就職や就労での挫折」が最多で、30～34歳の年齢層が最も多いことが東京都が行った実態調査で分かった。本人の心理や意識にも踏み込んだ引きこもりの公的な調査は全国初。不登校など学校時代の体験をきっかけとし、若年層が多いとされる従来の見方とは異なる傾向が浮かんた。調査は、都内に住む15～34歳の男女3000人を住民基本台帳から無作為抽出し、昨年9～10月に個別に訪問。1388人から協力を得た。うち10人を引きこもりと判断し、別途調査した18人を加えて計28人を分析対象とした。原因のトップは「職場不適應」と「病氣」の25%だった。「就職活動不調」(14%)を加えると、就労・就職をきっかけとする人は39%に上った。「不登校」は18%だった。年齢層別では、「30～34歳」が全体の43%で最も多く、「15～19歳」「20～24歳」「25～29歳」はいずれも18%。引きこもり状態になった時期は「25～27歳」(29%)が最も多かった。一般の人との意識の違いを比べる（複数回答）と、「親との関係がうま</p> | 2008/2/25 | <p><b>1コマ30分に短縮 埼玉の高校初「集中力アップ」 朝日新聞</b></p> <p>1コマ50分が一般的な高校で、科目の一部に30分授業を導入する試みが、この春、埼玉県立高校の再編で誕生する鶴ヶ島清風高校（鶴ヶ島市）で始まる。東京都や兵庫県での実践例を視察して、埼玉県で初めて採り入れた。鶴ヶ島清風は、現在の鶴ヶ島と毛呂山の2校を統合してできる全日制の単位制普通科高校だ。240人を募集し、7クラスを編成する。応募倍率は、5日に面接があった前期で1.77倍、27日に学力試験がある後期は1.09倍だった。開校準備を進める鶴ヶ島高校によると、30分授業は1年生の国・数・英の3科目に限定し、月～金曜の午前中に毎日3コマを連続して行う。家庭学習の習慣がついていない生徒や、小学校の算数でつまづく生徒に</p> |

| DATE      | DOCUMENT                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | DATE      | DOCUMENT                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | <p>配慮した。大木充教頭は「短時間で集中力を高めて、毎日繰り返し学ぶことで力を伸ばしたい」と抱負を語る。開校にあたり、先生たちは、30分授業の先進校で、基礎学習に力を入れる東京都立の「エンカレッジスクール」である足立東（足立区）や、兵庫県立神崎高校（神河町）を視察した。「問題校」と言われたこともあった神崎高校は今、30分授業や体験学習の取り組みを経て落ち着きを取り戻し、「再生」の様子を記録した本も出ている。鶴ヶ島清風も、これらの高校を参考に、就業体験やキャリア教育を特色として打ち出す。大木教頭は「30分授業は一つの側面。生徒に一つでも多くの刺激を与えて、ニーズに合った授業を提供したい」と話す。</p>                                     |           | <p>スター)、篠原文也（ジャーナリスト）、菅原真弓（都立川市立第九小学校教諭）、田村哲夫（渋谷教育学園理事長）、野依良治（理化学研究所理事長）、若月秀夫（品川区教育長）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 2008/2/26 | <p><b>教育再生会議後継「懇談会」設置へ</b><br/><b>産経新聞</b></p> <p>政府は25日、教育再生会議の後継組織として「教育再生懇談会」を設置すると発表した。26日の閣議で正式に決定する。10人の有識者で構成され、慶応義塾の安西祐一郎塾長が互選で座長に就任する見通しだ。福田康夫首相、町村信孝官房長官も出席し「ゆとり教育」の見直しや徳育の教科化など教育再生会議の報告内容の実効性を担保するために実施状況を点検する。保育園を一元的に所管する「子供庁」の設置や、留学生増加計画の実施方法についても話し合う。安西氏以外のメンバーは次の通り（敬称略）。赤田英博（日本PTA全国協議会会長）、池田守男（資生堂相談役）、小川正人（東大大学院教授）、木場弘子（キャ</p> | 2008/2/27 | <p><b>〈児童福祉法〉改正案判明 「施設内」の虐待も通告義務 毎日新聞</b></p> <p>親の虐待などで、家庭を出て施設で暮らす子どもを支援する児童福祉法改正案の全容が、明らかになった。施設内での虐待には、児童間で起きる暴力の放置も含め、施設職員らに通告を義務付ける。都道府県はこれを受け、実態を毎年公表する。改正案には、こうした虐待の防止・対応策に加え、家庭で暮らせない子どもを養育者が自宅で育てる新たな養育事業も盛り込み、厚生労働省は週明けにも、国会へ提出する方針。「施設内虐待」は、90年代に表面化。しかし、同法には家庭内虐待に関する規定しかなく、厚労省は昨年2月に有識者会合を設置、9月に専門委員会に格上げして議論を進めてきた。改正案では、施設の職員ら発見者に都道府県や福祉事務所、児童相談所などへの通告を義務付け、子ども本人も訴えられるとした。通告した職員らを解雇するといった不利益な扱いは禁じられる。通告を受けた都道府県は必要な場合、事実確認や子どもの保護を図ったうえで、施設内虐待の状況や対応措置を毎年公表する。同法に盛り込む新たな養育事業は、自治体の委託を受けた人（養育者）が自宅で6人程度の子どもを育てるもので、一般に「ファミリーホーム」と呼ばれる。従来の施設と里親</p> |

| DATE      | DOCUMENT                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | DATE      | DOCUMENT                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | <p>に加え、保護の必要な子どもを支援する「第三の受け皿」となる。養育者は都道府県による立ち入り検査の対象となる。子育てや施設での経験年数など要件を今後詰め、省令で定めようとして助成対象とする。既に6都道府県3市が6人前後の子どもを育てる世帯を独自に助成しており、これを全国に広げる形だ。さらに、中学卒業後の子どもが就職で施設を出ると、離職後に行き場を失うケースが多いことから、本人が申し込めば、都道府県が自立援助ホームへの入所を手当とする。</p>                                                                                                                                                                                      |           | <p>22日)も参加しないことを決めた。これに対し、田中市長は「来年は参加することになる」と断言。来月の市議会に人事案を提出して賛成派の教育委員を増やす構えを見せている。教育長の発言は、反対一辺倒では市長の思惑通りになりかねない状況を踏まえ、参加することになっても条件やテストの活用方法などで影響力を発揮する狙いもあるものとみられる。瀬見教育長はこれまで、全国学力テストについて「学校間、自治体間の競争を助長する」と訴えてきた。</p>                                                                                                  |
| 2008/2/28 | <p>〈犬山市〉全国学力テスト、初めて参加に言及<br/>毎日新聞</p> <p>全国で唯一、全国学力テスト(全国学力・学習状況調査)への2年連続不参加を決めた愛知県犬山市の瀬見井久教育長は27日の記者会見で、来年以降の対応について「もし参加するなら結果を公表する」と、初めて参加に言及した。教育長はこれまで不参加の立場を貫いてきたが、田中志典市長が市長権限で参加への環境づくりを進めており、軌道修正を図ったものとみられる。会見で瀬見教育長は、犬山市の教育状況について「自ら学ぶ力を養う教育が浸透しており、学力もついている」と強調。「(学力テストの)結果を公表しても教育現場に混乱は起きない」「学力テストに一喜一憂していない」などと述べた。学力テスト参加をめぐり、同市は賛成論の田中市長と反対論の瀬見教育長が激しく対立してきた。しかし、市教委は依然反対派が上回っており、19日の協議では3対2で今年(4月</p> | 2008/2/28 | <p>教科書検定審、「密室」返上し初公開<br/>朝日新聞</p> <p>教科用図書検定調査審議会(検定審)の総会が28日、都内で開かれ、密室性を批判されてきた教科書検定手続きを見直すとともに、教科書の内容を専門的立場からきめ細かく審議するための改善策を検討するよう、渡海文部科学相が要請した。引き続き、検定審総括部会が開かれ具体的な検討を始めた。夏ごろまでには報告をまとめる予定。総括部会は原則公開が決まった。検定そのものの審議ではないものの、検定審が公開されるのは初めて。文科省はこの日、検討するテーマとして、(1)議事の公開のあり方(2)検定意見の伝達方法(3)特に慎重な判断が必要な事項の審議方法——などを示した。</p> |
|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 2008/2/29 | <p>〈学校給食法〉改正案を閣議決定<br/>毎日新聞</p> <p>政府は29日、「伝統的な食文化の理解」などを給食の目的とする学校給食法改正案を閣議決定した。1954年制定の現行法は、</p>                                                                                                                                                                                                                          |

| DATE     | DOCUMENT                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | DATE     | DOCUMENT                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | <p>食糧難を背景に給食の目的を栄養確保と定め、中央教育審議会が「時代に対応していない」と指摘されていた。改正法案は「食育の推進」に重点を置き、現行の「栄養の改善」などの目的は削られる。改正法案で食育や食文化が強調される背景には、高度経済成長を経て栄養的には充足する一方、子どもが朝食を食べずに登校したり、家族がばらばらに食事をする「孤食」が日常化している現状への教育界の危機感がある。</p>                                                                                                                                                                                                                             | 2008/3/2 | <p>〈漢字検定〉高3の2級合格率、10年連続で2割切る<br/>毎日新聞</p> <p>日本漢字能力検定協会（本部・京都市）が主催する漢字能力検定（漢検）で、高校卒業程度とされる2級の高校3年生の合格率が97～06年度に10年連続で2割を切っていることが分かった。中学卒業程度とされる3級は中学3年生の合格率が5割を超えており、高校生が漢字学習に力を入れている実態が浮き彫りになった。同協会東京事務局の多和泰美次長は「漢字の活用力が不足すると思力や感情の幅に影響する」と懸念している。協会によると、漢検2級は、学習指導要領で高校卒業までに習得すべきだとされる1945字から出題。漢字の読み、書き取りから四字熟語、誤字訂正などの問題が出され、200点満点のうち、約8割で合格となる。協会が過去10年間のデータを比較したところ、97年度は高校3年生延べ約4万6000人が2級を受検し、合格者は約6600人（14％）。06年度は受検者が延べ約6万9000人と2万人以上増加したが、合格者は約1万2000人（17％）。合格率は14～19％の低水準で推移している。</p> |
| 2008/3/1 | <p><b>病児・病後児保育への支援強化／厚生労働省<br/>時事通信</b></p> <p>厚生労働省は1日、保育所で急に病気になった子どもや、病気が治りかけの子どもを預かる病児・病後児保育への支援を強化する方針を決めた。保育中に体調不良となった子どもを親が迎えに来るまで保育所で看護師らが世話する自園型の場合、2008年度から1施設当たりの補助金の基準額を現在の年間312万円から441万円に引き上げる。病児・病後児保育に対応できる施設を増やし、働く女性が妊娠・出産を機に離職することなく、仕事と子育てを両立できるようにするのが狙い。08年度からの「新待機児童ゼロ作戦」にも「病児・病後児保育事業の充実を図る」と明記した。病児・病後児保育は現在、自園とオープン型の2類型があるが、08年度からオープン型を「病児対応型」と「病後児対応型」に、自園を「体調不良児対応型」に再編し、役割を明確にするとともに、補助額を引き上げる。</p> | 2008/3/6 | <p><b>土曜授業の全校復活へ30校をモデル指定 京都市<br/>産経新聞</b></p> <p>京都市教委は6日、子どもの学力向上を図るため、来年度から市立小中学校30校で「土曜補習」をモデル実施することを明らかにした。最終的に対象を市内全254校に拡大させる計画で、全児童・生徒に参加を呼びかける。学校単位の土曜学習は全国</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

| DATE     | DOCUMENT                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | DATE      | DOCUMENT                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | <p>各地で取り組みが始まっているが、教育委員会が本格的に導入を推進するのは全国初。市教委の高桑三男教育長がこの日の市議会本会議で明らかにした。市教委によると、実施する土曜学習は、学習指導要領に規定された授業ではない「補習」の位置付けで、教員を配置するのが困難なため、地域住民や保護者、PTAなどがボランティアとして指導する。全校児童・生徒の参加を求める。市教委は教育現場から、「週末に勉強しない子どもが増えている」との報告を受けており、学習機会を増やすことが必要と判断。今後、モデル校30校を決め、学校の実情に即した形で土曜学習の頻度や時間数を決めていく予定という。土曜学習をめぐるのは、昨年6月に政府の教育再生会議の第2次報告で、「教育委員会や学校の裁量で、必要に応じ土曜日にも授業を行えるようにする」と提言されている。</p> |           | <p>一度復職すれば、給料が支払われる「病気休暇」が再び取得できたという。病気休暇・休職と復職を繰り返す人が多かったことなどから、県教委は06年1月から制度を改正。復帰後6カ月以内に同じ理由で再び2週間以上継続して休む場合は、これまでの病気休暇・休職日数に追加することに制度を改めた。精神疾患を理由に仕事を休んだ教職員のうち復職した延べ人数は、04年度82人中50人▽05年度90人中53人▽06年度91人中52人▽07年度94人中29人——。そのうち、同じ理由で再び休みを取った教職員は04年度が13人、05年度が11人であるのに対し、06年度は3人、07年度は2人と目に見えて少なくなったという。</p>                                     |
| 2008/3/8 | <p><b>教員の精神疾患：制度改定で再発激減／岩手</b><br/><b>毎日新聞</b></p> <p>増加が懸念される教員の精神疾患。一定期間休んだ後に職場復帰しても、再発するケースが多かった。児童・生徒への影響を心配した県教育委員会が制度を改定したところ、精神疾患の再発は3分の1になったという。県教委によると、精神疾患や慢性疾患の場合、給料が支払われる「病気休暇」は6カ月まで認められる。6カ月以上休むと「休職」になり、休職1年目は給料が80%支給され、2年目は無給、3年が経過すると自動的に失職する。従来の制度は、短期間でも</p>                                                                                               | 2008/3/10 | <p><b>学習指導要領改定案 79%が「評価する」 ネット調査</b><br/><b>毎日新聞</b></p> <p>毎日新聞がNTTレゾナントの協力を得て行ったインターネット調査で、小中学校で学習量を増やす学習指導要領改定案を「評価する」が79%に上った。評価する理由は「自分で考える力が育つ」が42%で最多で、評価しない理由は「自分で考える力が育たない」が最も多く64%。知識を与えられることで考える力を身につけるとするか、逆にゆとりがあることで自発的に考えるようになると思うかの違いで、賛否が分かれたようだ。小学5年生から英語を習うことについては「早過ぎる」20%、「適当」49%、「遅過ぎる」31%。円周率を現行の3から3.14にすることは賛成が93%に達した。</p> |

| DATE      | DOCUMENT                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | DATE | DOCUMENT                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2008/3/10 | <p><b>道徳教育：豊島区、3幼稚園に専任講師を派遣へ—— 08年度から／東京</b></p> <p><b>毎日新聞</b></p> <p>豊島区は08年度から、区内の幼稚園3園に道徳教育専任の講師を派遣すると発表した。授業中に歩き回ったり、私語が絶えないなど、小学1年の児童に見られる問題行動「小1プロブレム」対策のため、入学前から道徳教育を施し、落ち着いた心豊かな子どもを育てる。区によると、道徳教育専任の講師を幼稚園に派遣するのは全国自治体でも珍しいという。あいさつができない▽先生に抱っこをせがむ▽ロッカーに物がしまえず騒ぎ立てる——など、小学校に入学したばかりの児童の行動が問題になり、区も対応に苦慮。1年生クラスに臨時に補助教員を置くなどして対応したが、人数にも限界があるという。このため、幼児教育のうちに、豊かな人間性を育てようと、事業を考案した。専任教諭は幼稚園教諭3年以上の経歴のある非常勤職員を公募。普段の保育で、あいさつや言葉遣いを指導。また、お年寄りとの交流、動物の飼育など独自のカリキュラムをくる</p> |      | <p>え、賛同署名を集め、政府・国会に提出する。キャンペーンは子どもの人権問題に取り組むNGO（非政府組織）や学識経験者など25人が呼びかけ人となり、インターネット業界からもヤフー、マイクロソフト2社が賛同している。現行法では児童ポルノの販売・提供目的での所持は処罰対象だが、個人で収集するだけの単純所持は禁じていない。このため供給が止まらず、子どもが性暴力を受けた際に撮影された画像がインターネットを經由し拡散している。また、性的な姿態や虐待を写實的に描いたマンガやアニメ、ゲームソフトは被写体が実在しないとの理由で同法の対象外だが、欧米では処罰対象とする国もあり、違法化を求める。さらに、被害児童へのケア体制の整備や、関連業界の自主規制も求めている。同法をめぐっては自民、公明両党が改正に着手する方向で検討を始めており、民主党も近く党内の議論を始める方針。</p> |
| 2008/3/11 | <p><b>児童ポルノ禁止法改正求めキャンペーン ユニセフ</b></p> <p><b>毎日新聞</b></p> <p>子どもの性の商品化に歯止めをかけようと、日本ユニセフ協会は11日、児童買春・児童ポルノ禁止法の改正を求めるキャンペーンを始めた。18歳未満を写した性的画像・写真の単純所持を処罰対象に加えるとともに、マンガの虐待描写なども「準児童ポルノ」として違法化するよう訴</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                  |      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

## 第 9 回

### 「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業募集要項

#### 子どもの人権連事務局

##### 【趣 旨】

国連・子どもの権利条約が国内発効して 10 年以上が経ちました。いまだ、条約の認知度は高いとは言えませんが、一方でこの条約を踏まえ、子どもの権利実現のために、あるいはこの条約の精神を具体化しようとするものも着実に積み重ねられてきました。

子どもの人権連では、こうしたところみをさらに奨励し、機関誌等を通じてこれを広める趣旨で、助成事業をおこなうことといたします。ふるってご応募下さい。

##### 【応募内容】

— 子ども自身の企画・運営 —

学校、職場、地域などでの、たとえば、

\*子どもたちの学びあいやたまり場・居場所づくり

\*子どもの権利を確立するためのところみ

\*子どもの権利条約を子どもたち自身が具体化しようとするさまざまなところみ

など、現在おこなわれているもの、これからとりくもうとするものを問わず募集いたします。

なお

子ども自身がなんらかの形でかかわっているもの（かかわることを予定しているもの）に限ります。

学校の施設設備など、本来行政が責任を持って行うべきものは対象としません。

主体は個人、グループいずれでもかまいません。もちろん、子どもだけのところみについての子どもによる応募は大歓迎です。

##### 【応募方法】

まず e-mail、電話、fax にて応募用紙をご請求ください。応募用紙に必要事項を記入の上、別途 1200 字から 1600 字程度で活動（予定を含む）の概要を書いて頂き（写真や資料等も貼付も可）、事務局に郵送してください。（資料等は返却しません）なお、送付物は A 4 版のみとしてください。

活動の概要には、子どもの参加の状況（どのような形で何人くらい、など）、実践の目的、成果・内容等を明確にし、これまでの経過や今後の予定（抱負）もあれば記述して下さい。

##### 【助成費（活動費の一部として）】

1 件 10 万円を上限とし、10 件程度（総額 100 万円）

（助成金の使途が証明できる書類を事前または後日提出していただきます）

##### 【応募締切】

2008 年 4 月 22 日（火）

### 【審査基準】

子どもの権利の実現や普及・促進に貢献する内容のあらゆるこころみ

### 【審査委員】

子どもの人権連代表委員／石井小夜子（弁護士）、森越康雄（日教組委員長）、鈴木祥蔵（関西大学名誉教授）、高松秀憲（全国同和教育研究協議会委員長）、永井憲一（法政大学教授）、平野裕二（A R C代表）、森田明美（東洋大学教授）、子どもの人権連事務局

### 【結果発表】

発表は2008年5月初旬。応募された方全員に結果をお知らせするとともに、直近の子どもの人権連機関誌『いんふおめーしょん』誌上、および、子どもの人権連 HP（<http://www.jinken-kodomo.net/>）でも発表します。

### 【実践報告】

5000字程度で活動報告書を提出していただきます。（子どもの人権連機関誌『いんふおめーしょん』に掲載させていただきます）

### 【その他】

お問い合わせは、子どもの人権連事務局までメールでご連絡下さい。

[kodomo@jtu-net.or.jp](mailto:kodomo@jtu-net.or.jp)

## WHAT'S 子どもの人権連？

日教組、自治労などの団体会員（年会費1万円）及び個人会員（年会費5千円）から構成する子どもの人権連は86年の発足以来、国連・子どもの権利条約が94年に国内発効するまでは主に、子どもの権利条約の国内批准促進運動を、発効後は、条約の広報や子どもの権利状況全般の確立をめざす各種出版物を刊行するなどしてきました。特に教育・福祉の場での子どもの権利確立に力点を置いてきました。また、国連・子どもの権利委員会の全会期傍聴他、同委員会宛 NGO レポート作成、社会権規約委員会宛レポート作成など対国連活動も精力的に行っています。会員申し込み及び機関誌見本の請求は下記まで。

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館6階  
子どもの人権連事務局

---

●いんふおめーしょん/子どもの人権連 No.113 /2008 年3月号 2008 年3月31日発行

**Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN**

---

◆発行＆編集人

子どもの人権連事務局

◆事務局

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館 6F

TEL・FAX 03 (3265) 2197 e-mail:kodomo@jtu-net.or.jp

URL:<http://www.jinken-kodomo.net/>

郵便振替／00180-8-18438 (子どもの人権連)

年会費＝個人 (1口) 5,000 円、団体 (1口) 10,000 円

---